
第2章 文化会館をめぐる文化行政

1 節 はじめに

本章は文化会館の成立の背景と、その周辺の諸問題を把握するため、国や地方自治体が文化行政などのように把握し、どのような具体的な施策を行っているか、そして、その中に文化会館がどのように位置づけられていいるかを考察することを主題としている。

ひと口に文化行政といっても、その実態はきわめて多様で、またいかなる立場に立って文化行政を論じようとするかによって、その把握の方や範囲は大きく異なる。本論文は、文化論を論じようとするものではない。文化会館という施設、あるいは制度の中で、舞台芸術活動、特にその中でも演劇活動がいかに行われており、いかなる問題点をかかえているか、その問題はいかなる方向に解決されるべきかを論ずるのが本論文の目的である。従って本章において取り上げる文化行政の範囲は、あらかじめ、そうした意図による範囲づけがされていることを断っておきたい。文化行政を別の角度でながめた場合、別の意味づけが当然なされるであろうか、それは本論文の主旨ではない。

さて、文化会館と文化行政のかかわりに関する議論、あるいは、よこに生じている諸問題についての議論は、様々な文献に読みとることが出来る。しかし、それは常に断片的な形であり、また、どのような立場から論じているかもまちまちである。従って、それらは、きりした視点の上で立って包括的に収集し、整理し、分析することは、現実的に不可能である。しかし、だからといって、目についた文献のみを拾い上げたのでは、その取り上げ方の根拠が不明確になり、問題の所在や争点の把握が恣意的で曖昧になってしまう。

本節では、こうした考慮から、意図や立場が明確で、詳しい分析に耐えるだけのまとまりをもった資料として、昭和44年度毎年続けられてきた、文化庁主催による「文化振興会議」の報告書に^{*1}焦点を絞る。その範囲において文化行政と文化会館のかかわりを分析・考察することとした。

*1 次頁に説明

「文化振興会議」は当初、「地方芸術文化振興会議」と呼ばれ(昭和44年～昭和45年度)、主として「地方における芸術文化団体関係者、文化施設関係者、マスコミ関係者、地方在住芸術文化関係者、地方芸術文化行政担当者が一堂に会し、情報を交換し、横の連携をつよめ芸術文化の振興と普及のための方策を研究討議する機会を設ける^{*1)}」目的で開催された。昭和44年度は、一般部会、青少年文化部会、美術部会、芸能部会、文芸部会の五部会が開催され、45年度は、一般部会、美術部会、演劇部会、音楽部会、文芸部会の五部会が開催された。これは、部会の名称にも見られるように、各芸術ジャンルごとに分けられており、その講師や司会者、出席者は、どちらかというところ、行政側よりはむしろ、地方の芸術文化団体関係者が中心であった。昭和46年度からは、「文化振興会議」と名称が変更されたが、その部会構成はやはり、ジャンル別で基本貌の大きな変更は見られない。

ところが、昭和48年度には「文化振興会議」という名称の変化はないものの、その部会構成は大きく変化した。昭和48年度の部会構成をみると、芸術文化行政部会、文化会館部会、美術館部会、文化財行政第一部会、文化財行政第二部会となり、これまでのジャンル別の部会構成から、施設別、行政区分別の部会構成に変化した。この変化に対応して、出席者も、文化団体関係者中心から、文化行政関係者、施設関係者主体の構成となった。つまり、この時点から、文化施設にかかわる行政及び管理者の会議とその性格も変化させてゆくのである。以後、順次、各年度の部会構成は、昭和49年度から52年度までは昭和48年度と同じ構成、昭和53年度はやや変化して、地方文化行政部会、芸術文化部会、舞台芸術部会、美術工芸・建造物部会、歴史民俗部会となっている。この年に新しく設けられた芸術文化部会では、主として地方の芸術文化活動(美術、音楽、演劇等)のあり方について語られている。舞台芸術部会は、内容的には、それまでの文化会館部会の延長である。ただし、この名称の変化は、文化会館の性格が、舞台芸術のための施設としてより強く行政の中で方向づけられてきたことを示していると考えられることでもできる。昭和54年度は、地方文化行政部会、芸術文

*1)
昭和44年度『地方文
化振興会議報告書』
(文化庁文化部文化普及課)
P3.

化部会、舞台芸術部会、埋蔵文化財史跡部会、民俗文化財部会の五部会が開催されている。昭和53年度と同じ名称の芸術文化部会は、この年は、内容が大きく異なり、主として美術館問題が扱われている。舞台芸術部会については同じ方向である。昭和55年以後は、この会議の担当部局が文化庁文化普及課から離れたこともあり、報告書としてまとめた形になっていない。

文化庁主催の文化振興会議は上記のような経過をたどって、現在に到っている。本章では、文化行政の立場から文化会館の現状を把握することを主眼としているが、その観点に立ち、昭和48年度から、昭和54年度の報告書を分析の対象とした。昭和47年以前のものは、主体がそれ以後のものとは異なるためにはずした。さらに、文化会館に関連のある部会として下記の部会の報告のみを選出している。

昭和48年度

↳

芸術文化行政部会、文化会館部会

昭和52年度

昭和53年度 地方文化行政部会、芸術文化部会、舞台芸術部会

昭和54年度 地方文化行政部会、舞台芸術部会

分析の方法としては、まず、上記のように選出した各部会の報告を、全て、カードを用いて議論の対象となっているテーマごとに整理し、それによって全体の問題の構造を把握するという方式をとった。従って、本章では、上記報告書にあらかじめ、文化行政と文化会館に関する主要な問題は全て整理分析の対象として取り扱われている。

文化振興会議において、文化行政と文化会館に関連して取りあげられた問題は大きく四分野に分けられる。それぞれ、1)文化行政について、2)文化事業について、3)文化国体について、4)文化会館についてである。以後の節では、各々の分野について順次整理、考察を行っている。

2 節 文化振興会議による文化行政

昭和48年度から昭和54年度までの文化振興会議が論議された、文化行政にかかわる諸問題を整理するとつぎのようになる。

1) 文化行政の目標に関する問題

- a) 文化行政の役割と対象
- b) 文化行政と地域とのかかわり

2) 文化行政の根拠の確立に関する問題

- a) 文化振興長期総合計画
- b) 文化振興法(仮称)の確立の是非
- c) 文化庁の省への格上げの是非

3) 文化行政機構の充実に関する問題

- a) 行政の文化化について
- b) 文化行政を担当する部局の充実・調整
- c) 国・都道府県・市町村の文化行政の役割分担・ネットワークの確立
- d) 専門の職員の充実
- e) 財政上の補助

本項では上記の諸項目について、順に、文化振興会議で行われた具体的な議論をふまえてから考察し、その中から浮き彫りにされる、現行の文化行政の諸問題の構造を把握することを目的とする。

1) 文化行政の目標に関する問題

1)-a) 文化行政の役割と対象

文化振興会議で議論された具体的な発言をまず記述すると下記のようになる。

- 文化行政には地域の住民に情操教育を行う作用、都市の文化イメージを高めしていく作用、都市の活力、エネルギーを養っていく役割などがある。 001

- 第1は生き生きとした人間的な文化意識の形成に向けての働きかけである。行政は情報を提供し、問題提起をし、交流と体験の機会を設定する。

第2は人々の自由時間における生き生きとした文化活動への支援である。文化活動とは、1つは学習で各人のライフスタイルに見合った主体的学習への支援である。教育委員会所管の社会教育事業だけが、市民の生涯学習への施策ではない。全庁的な学習的事業を生涯学習として体系化すること。2つは、芸術的創造活動へのさまざまな支援、3つはスポーツ、4つは奉仕活動(ボランティア)、5つは趣味、娯楽、レジャーへの対応行政、これらの文化活動に対する、施設、情報、リーダー、団体支援、交流と発表の機会等の施策を体系的に展開する。

第3は環境である。日常の生活環境を人間的でうるおいのあるものにする。行政は何かができるか、少なくとも行政のつくり出す公共施設は美しく、親しみのあるものにする。そして自然とのふれあいが人間生活環境の根本であることを施策の基本に据える。

第4は、行政の文化化である。行政が文化の問題に向かおうとするには、行政の総体が、文化の所産と言えぬものにまかまらねばならない。その1は、すべての事務事業の見直しで、機能効率だけでなく、人間的でうるおいのあるものにする。(文化アセメント) その2は、日常の執行スタイルを文化的にする。(庁内文化の組みかえ) その3は職員に文化意識の自己革新。 002

- 文化行政の役割と本質は①文化の保存継承②新しい文化の創造③そのための条件整備であり、新しい文化が誕生するための環境、中核となる施設のあり方、振興の気運となる精神的土壌の培養を考へなければならぬ。 003

- 意識的に文化を行政の対象とすることは必要である。観点をかえると現在の施策のほとんどが文化行政の範囲とも思える。 004

・文化は余暇の増大もしくは生活水準の向上によつて享受されるのか、あるいは、国民生活に必要不可欠のものとして考へるのか、文化行政をすすめるうえで明確に意識していかなければならない。「21世紀への生活文化社会計画」(兵庫県)では、生活の質的向上を文化の充実に求め、行政は、その支援とし、国民の生きがいや文化的視野から見なおした施策の推進を図ることとしている。 005

・「文化」の語源は「耕す」ということで、「人類の理想を實現していく精神活動」と言われている。人間の進歩と向上を求め、原動力としての文化を、行政がさらに重要視し、文化行政の主人公が真に住民になるため、行政と住民の本格的な取り組みが求められている。文化の頹廃が問題となり、刻々貴重な文化遺産が失われてきている今日、急を要することではなからぬ。 006

・オピニオンリーダーか行政マンか、それを育てるのが行政かわからぬが、いずれにしてもオピニオンリーダーが文化振興の上で必要である。 007

・文化行政の目標は①参加する文化活動によるコミュニティの確立(新しいコミュニティづくりの核としての文化活動)②地域間文化の交流によつて地方文化の落差をうめる。(演劇・音楽活動)③文化的要素の地域分散による水準向上、即ち大都市に集中しかちな施設、行事等を多極化しながら、一定の人口、面積規模のもとに再集中化する。 008

・文化行政の計画策定にはつぎの観点がある。①地域ごとの文化的指標を明確にし、地域住民の文化的満足度を推計しつつ、施設や文化享受のあり方を含めた地域文化計画を長期的広域的な視野から策定していく。②地域開発や施設建設など各種施策・事業を実施する場合「文化アセスメント」の手法を導入する。③各市町村における文化行政とのネットワークを緊密にしつつ計画策定を行う。④県下各地に広域的に設置されている県立文化会館等の施設面、事業面での水準を向上し、それぞれの施設間のネットワークを強める。 009

・現在のように大衆文化の洪水の中では「考へる」ということをしなくなり創造することまでなされていく。このような状況下では行政としては、市民に「考へる場所」「ものを創り出す場所」を提供するようにつとめ問題点として伝承、奨励、普及を進める。①施設②指導者③伝統文化の伝承④経費⑤その他 010

・県では当面の文化行政の推進方向として、①文化施設の整備、②芸術鑑賞機会の提供③文化情報の提供等を中心施策化すると同時に、行政全般を文化的視点から見直し、これを文化的に

展開する という「行政の文化化」を推進することとした。 011

・文化行政の課題は①芸術鑑賞の機会を拡充するにはどうしたらよいか。②文化施設の充実に要望する声にはいかに対処するか。③文化活動のリーダーの養成、適正配置をいかに進めようか。がある。 012

・芸術文化行政の主要目標として①県民の芸術鑑賞機会の拡充を図る。②芸術文化活動推奨のための顕彰 ③県民自ら芸術文化活動に参加し、創出する喜びを培う、の3つを掲げ文化活動の普及振興を図っている。 013

・市町村の文化行政としては①文化施設の整備 ②芸術文化活動事業の推進 ③文化活動リーダーの育成 ④文化功労者に対する顕彰、奨励事業 ⑤芸術文化団体に対する助成が行われている。 014

・鑑賞と地元団体育成の問題を県行政はどうとらえているか。 015

・芸術文化振興のためには、まず、行政の側の正しい理解が前提であり、住民に芸術文化鑑賞の機会を積極的に提供し、鑑賞のための組織化を進め、関係文化団体と共に地域住民が楽しく参加できる芸術文化活動を推進する必要がある。 016

・芸術文化行政は「文化の輪を広げ芽を伸ばす」ことをねらいとして①芸術文化への関心を喚起する事業の実施②種目別団体の組織化の促進と事業補助③発表の機会と鑑賞の機会の提供④市民文化会館の建設の4点を柱として推進している。今後の課題として行政がなすべきことを考えれば、①種を播く仕事②若い芽を育てる仕事③芸術文化の輪を広げる仕事④学び創るための条件整備ではないだろうか。 017

・主観的ではあるが、社会教育の公民館的文化と文化庁の芸術文化の流れがあるようで、前者がより文化振興に盛んで「ニュアンスの差」が文化が動き、文化庁的文化は弱くようである。 018

・どこまでが芸術文化なのか。芸術文化の振興をはかるためには、どういう範囲のものを実施すべきかは、県や市町村が芸術文化に対しておかれている環境や地域性によって違ってくると思う。それぞれの地域における分析が必要で、これを国のレベルで考えることはむずかしい。—文化庁— 019

・文化庁としては芸術文化にフワッと幅広く考えており、アマからプロの団体まで広く補助金を支出している。舞台芸術から生活文化まで芸術文化活動である。—文化庁— 020

- 最近調査関係のものが増えているが、どこまで広げたらいいのかが。021
- 現在、各県庁で取り組んでいる文化行政の範囲はどうか。
A市：教育委員会が所管し、芸術文化が主である。市長部局にコミュニティ課があり「夏祭り」等広い意味での文化を対象としている。
B市：現在は教育委員会が所管し、狭い意味での文化(芸術文化)が中心である。今年度に芸術文化振興室を設置した。022

これらの意見をまとめるとつぎのようなことが言える。

- 1) 文化行政の目標の捉え方としては、総論として大きく文化行政を考えてゆく立場と、文化行政をある特定の範囲に絞り込んで考えてゆく立場とがある。
- 2) 総論として大きく文化行政を捉える立場としては市民の生活とのかかわり、あるいは生活の中とりといた観点が強く意識されている。文化行政とは生き生きとした中とりのある市民生活を生み出す原動力となるような行政のあり方であるとする視点である。これは、広く生活文化に中心をおいた文化行政の捉え方であるといえる。
- 3) こうした視点が、さらに拡大すると、市民生活と行政とのあらゆる接点が文化行政の対象となりうる。即ち、「現在の施策のほとんどが文化行政の範囲である。」とする視点が生ずる。これが、いわゆる「行政の文化化」の視点である。(この点に関しては
^{×1)}あとでさらに詳しく論べる。^{×1)})
- 4) また、これとは反対に、文化行政をある特定の範囲に絞り込んでゆく方向もある。即ち芸術文化への視点である。これは、古典的な美術・音楽・演劇・文芸という、いわゆる芸術として捉えられ

×1)
本節本項の-a)
参照

る文化活動への視点である。

しかし、この芸術文化への視点にも、いくつかの異なる軸がある。

5) ひとつは、何らかの完成された芸術を鑑賞するという立場と芸術を創造するという立場の対比の軸である。

6) ふたつ目は、いわゆるしろうとの活動と職業としての芸術家(プロ)の活動を対比させる軸である。

7) 三つ目は、しろうととプロとの対比軸と深いかかわりを持つものであるが、芸術を生活という日常性の中に引きよせて捉える、つまり狭い意味での生活文化として捉える指向と、芸術を人間の精神活動の所産としてその質的価値に重心を置いて捉える、つまり狭い意味での芸術文化としての指向との対比である。

8) 四つ目は、芸術文化を伝統の伝承という立場に捉えるか、あるいは新しい文化の創造という立場で捉えるかの対比の軸である。

9) 五つ目は、芸術文化を、享受として捉えるか、学習(教養)として捉えるかという対比の軸である。

10) 文化行政の目標を設定するにあたって、これらの軸をいかに位置づけるかが問題となるのだが、文化振興会議の意見から判断する限り、はっきりした見解は見いだせない。ただし、行政が文化を扱う以上、市民あるいは地域住民にできる限り均等なサービスをしなくてはならないという行政の立場から、精神的に完成された高度なものというよりはむしろ、広く生活の中にも引きよせた生活文化的な色彩が強く感じられる。できるだけ文化の輪を広げることが目標と

されるのである。これは行政全体を文化化しようとする指向にも結びつく。

1) 文化の捉え方は、行政官庁の系統の違いによっても異なっている。

たとえば、文部省の社会教育の系統を広く立場（これは公民館活動が中心となるか）と文化庁的立場とはその捉え方が異なる。どちらかというと前者がより生活に密着した生活文化的な視点が強く、後者は、音楽、美術、演劇という古典的な文化概念に引きつけられた、より芸術文化的視座の濃い立場に立っている。もちろん文化庁の視座の中に生活文化的な視点がないのではなく、むしろ近年の傾向としては、文化庁でも積極的に生活文化的側面を推進しようとしている。たとえば、「舞台芸術から生活文化まで芸術文化活動である。」とする意見がその例である。

上記のような種々の視座が重なり合、て文化行政が行われてゆくのだが、そのような視座に支えられた、文化行政の具体的な目標にはつぎのようなものがあげられる。

- ① 芸術の鑑賞の機会の提供、あるいは充実。
- ② 文化創造活動の推進、あるいはその成果の発表の機会の拡大。
- ③ そのための施設の充実。
- ④ そのための地域の土壌づくり。特に地元の文化団体の育成、あるいは、文化活動リーダーの育成。顕彰。
- ⑤ そのための文化行政機構の充実。

ただし、このような目標を設定するにあたってひとつ、大きな問題となる事項がある。それは、文化行政で扱う文化の範囲は、いったいどこまでなのかという問題である。そこには、先ほどから述べてき

たように、行政が扱うものすべてに文化の要素をとり込まねばなら
ないとする行政の文化化的指向から、古典的な美術・音楽・演劇と
いった領域に文化の範囲を絞り込もうとするものまで、実に大きな
開きがあり、つかみ所がない。しかし、大雑把に見ると、旧来の文
化行政は社会教育法上の狭い範囲の古典的な文化概念が中心であっ
たのに対して、近年の文化行政は、その枠を越えた、広い生活の範
囲において文化を扱おうという姿勢、特にそれも、住民自ら文化の
創造に参加することを強調する方向に変化してきている。どうさ
かという鑑賞活動よりも地域における創造活動へ比重を置こうと
するものである。これを創造的生活文化への指向として捉えること
にある。これが、現在の自治体の文化行政の理念を最も特徴付けて
いるものである。

1) - b) 文化行政と地域とのかがわり

文化行政の目標、あるいは意味を論ずる中で、もうひとつの重要な論点となっているのが地域性の問題である。そこには、まず、地域文化を優先しようとする視点がある。

<地域文化の優先>

- 地方の文化が次第にその特徴を失いつつあるので、中央の芸術文化を鑑賞することも大切なことであるが、地元文化を大事に育てることにもっと力を入れる必要がある。 023
- 地方文化の高揚には、文化的な環境づくり、文化的な事業の実施、日常的なきめこまかな文化の意識の浸透にある。 024
- 芸術の町、たとえば文芸の町とか、音楽の町とか特色のある地域文化の身成、または、年間同一目標による文化振興の促進。 025
- 今日の文化問題とは、地域における人々の日常的な生活の問い直しである。人々の日常的な意識、活動、環境に直接的につながるのは市町村である。したがって文化行政は住民にもっとも近い市町村が基本である。文化行政は国がお手本を書くことはできない。これまでの行政は、国から県へ、県から市町村へ指示、通達が流れた。これからはまず地方が、問題をとりえ、行政施策化する。国はこれに対して全国的な制度化等の支援を行う。即ち、行政の流れが逆流することとなる。 026
- 従来は御多分にせよ、中央から招聘し、市民の鑑賞に役するいわゆる「受け売り」文化的な傾向があったことも否めないことで、今後は、みんなで参加する文化、普遍的な対象範囲の拡充、地域の特性やふるさとに伝承されている民俗芸能の振興等を重点的に考えている。 027

もうひとつの視点は、地方と中央に文化の面で格差が大きいことを認識し、その格差を是正しようとする視点である。

<地域格差の是正>

- 我が国の芸術文化活動を振興させるうえで最も重要なことは市町村の芸術文化活動を盛んにすることである。しかるに、現在の市町村の芸術文化行政体制は貧弱であり、その整備が緊急な課題である。 028
- G県では市町村の芸術文化に関する実態調査を行ったが、その

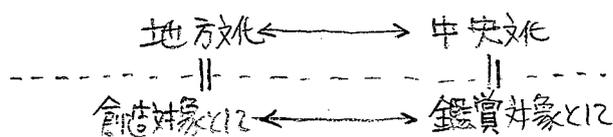
結果、市町村間の格差が大きいことが明らかになった。

- 地方と中央とは文化芸術活動について大きな差があるのではないか。 029
- 市町村の文化行政は文化財行政に偏し、芸術文化行政が弱い傾向があるので、これを是正する必要がある。 030
- 芸術文化の鑑賞事業は、町村では難しい。県は市町村における芸術文化の指導者の養成等について配慮してほしい。 031
- 地域住民の芸術文化活動を活性化して行くためには、核となるリーダー養成が必要であり、その拠点となる施設の充実が必要である。 032

地域文化を優先しようとする立場にせよ、あるいは地域格差の是正しようとする立場にせよ、そこには、文化における中央と地方とを対極に置こうとする構図が読みとれる。これは、いわゆる古典的な芸術文化活動として認知されている舞・芸術(演劇・舞踊・音楽)、美術、文芸などの活動拠点は、ほとんど東京・大阪などの数少ない大都市に集中しており、地方は、そこで創られる一部分のものをたとえは巡回公演のような形で享受しているという現実が反映している。

つまり、中央文化は地方にとってすくなく出果合いの文化であり、地方における創造活動と直接に結びついていないと受けとめられている。このように受けとめ方は、古典的な文化

活動の二面性、つまり鑑賞の対象としての文化、創造の対象としての文化というふたつの異なる観点と結びつくと、地方行政の意識のなかに、次に示すような、極めて素朴な構図を浮上させる。



*1)
創造的生活文化の
指向

この図式に創造活動を鑑賞活動より高次とする意識^{*2)}や、あるいは、行政は、できるだけ、地域の住民の要求に対応したサービスをしななければならないという意識が作用すると、地方文化の優先という指向が生ずる。また、地方には、鑑賞にも耐えうる質の高い文化が欠如しているという認識からは、地域格差の是正が必要であるという立場が生ずる。

しかしながら、地方文化行政において、創造対象として地方文化を、鑑賞対象として中央文化を位置付けてゆく構図は、実は極めて短絡的な構図なのではないか。この点については論を先にすすめるから明らかにする。

2) 文化行政の根拠の確立に関する問題

先に文化行政の役割と対象についての考察にみたように、文化行政の意味、あるいは、その扱う範囲について、行政は必ずしも明確には把握してはいる。むしろ、そのとらえ所のなさに狼狽してはいる。そこで、何とか文化行政の根拠の確立をしようとする。こうした動きの中で議論の俎上にのぼってくるのが、文化振興長期総合計画の樹立、文化振興法の確立、文化庁の省への格上げというテーマである。

2) 1) 文化振興長期総合計画

文化振興会議で議題になった文化振興長期総合計画に関する意見をまとめるとつぎのようになる。

- 県及び市町村教委が、地域の文化振興の方針と計画を明確にするため、「文化振興長期総合計画」を樹立したい。 033
- (文化行政を行うにあたって) 長期的な展望に立つこと、関係者のコンセンサスが得られることが大切である。 034
- 長期計画は、地域によって考え方が異なると考える。後進地方には行政指導を必要と思う。自発性のあるものを育成することに伸展があると思う。また、今後、労働団体との文化活動のかかわりをもとにするかを考えていかねばならないのではないかと。 035
- 文化の視点から県政を展開させるための「文化行政長期計画の策定」が必要である。 036

上記のように、それぞれ、文化行政の根拠としての文化振興長期総合計画の必要性を訴えているが、しかし、具体的に、どなたを長期計画にすべきかは論議されてはいる。文化振興会議では、こうした議論にかかわって数例の自治体における長期計画の事例が報告された。

ているのでそれを下記に示す。

〈文化振興長期総合計画の事例〉

- O県では長期総合計画として57年の計画を立て、芸術文化振興の面で「青少年によるものま」をスローガンとしている。037
- K県長期教育計画を昭和47年に策定し、57年計画として、施設の整備に努めたいと考えている。038
- I04年の長期計画を以前に立てたが、途中で崩れた。現在、37年計画を作って施設の整備に努めている。039
- N県N市の場合、住民のコンセンサスのもとに音楽がとりあげられ、学校開放も住民の支持があって実現している。040
- 学識経験者、専門家等を含めて、芸術文化各分野ごとに長期計画を立て、施設の整備・指導者の養成及び芸術の普及を図ることとしている。特に施設の整備を最重点的課題としている。041
- O府では文化行政面を中心として昭和65年までを見通した長期総合計画の策定を急いでいるが、府政全般に議論が及んでいる。042
- C県では音楽以外の活動に青年層の参加が少ないので、それを動員することを骨子の一つとして、昭和55年を目標にした計画を立て中である。043

これらの事例では、各々の具体的な内容が細かく語られている。

そこで、大雑把などう之方しかできないが、2.3の事例をのぞいては、文化行政全体にわたる総合的なものというよりはむしろ、ある分野に絞ったポイント的な長期計画である。また長期計画の性質としては、1)施設の整備に重点を置くものと、2)事業に重点を置くものがある。

これらの事例を見て感じられるのは、何れも、どのように具体的計画にもってゆくかという理念がどうも希薄であるという点である。

2)-b) 文化振興法(仮称)の確立の是非

行政が文化行政を推進する拠り所として期待をされているのが、文化振興法の制定である。しかし、これについては、賛否両論あり、具体的な姿はまだ明解ではないのが現状のようである。

文化振興会議上で出た賛成意見を列記すると下記のとおりになる。

<賛成意見>

- 地方公共団体に文化担当専任職員を配置、芸術文化指導者の養成と位置づけ、文化施設整備費、文化事業費等の行政体制の整備と国の援助等を内容とする芸術文化振興法ともいような法律を制定する必要がある。 044
- 文化行政の理念を明示し、芸術文化活動の振興を図るための法的拠り所となり、かつその人的、組織的体制を充実させるための根拠となるような文化振興法を制定する必要がある。 045
- 文化課の拠り所としての「法」がほしい。 046
- 行政としては何をやるにも「法」がないということでは文化団体等の助成もできない状態にある。 047
- スポーツ振興法同様、文化振興法を制定して文化活動の促進を図る必要がある。 048
- 文化会館の法律上の根拠がないためやりにくいことが多い。 049
- 文化会館の保守・点検など絶対必要な経費について予算獲得のための法制化 050
- 地方文化施設の位置づけ、施設規模の標準化などを明確にするとともに、文化振興事業団との支部の設置を義務付ける文化振興法の制定。 051
- 文化振興法については他の先進国には例がないことがあり、文化を行政によって振興することの問題もあり、改めて文化とは何かということが大きくクローズアップされるのではなからうが。 -文化庁- 052

これらの意見から観察されることは、同じ文化振興法といっても、

その制定を希望する背景には、いくつかの異なる思惑があるという

点である。

まず第一に文化振興法を制定する意図には、これを制定することによって曖昧な文化行政の理念や範囲を明らかにしようとする意図と、文化振興法により、予算獲得や事業の遂行という行政の実務の動きをスムーズにしようとする意図のふたつがうかがえる。このふたつの意図は、相互に矛盾する要素は含んでいない。

次に、文化振興法の覆う範囲をどのあたりにするかという点でも異なる指向がうかがえる。ひとつは文化に関わる行政全般に対して対応するような法への指向、もうひとつは、範囲をぐっと絞って、いわゆる文化会館と呼ばれる施設の根拠となるような法への指向である。これは先ほどのふたつの意図に代わって、明らかに法の内容を異にする傾向を含んでいる。

さて、少し論がわき道にそれるが、ここで文化行政に少なからず関係する既存法を見てみたい。今までの文化行政は、主として社会教育の中で扱われてきたので、法的にも社会教育法が中心になって進んできた。社会教育法の中で特に文化行政に関係ある主な条項をみるとつぎのものがある。

<社会教育法>

・第三条 国及び地方公共団体の任務

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要を施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

・第五条 市町村の教育委員会の事務

- 三. 公民館の設置及び管理に関する事。
- 四. 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関する事。
- 七. 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 八. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。

・第九條 図書館及び博物館
 図書館及び博物館は社会教育のための機関とする。
 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもって定める。

・第九條の三 社会教育主事
 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導をなす。

・第二十條 公民館
 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

・第二十二條 公民館の事業

- 一. 青年学級を実施すること
- 二. 定期講座を開設すること。
- 三. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 四. 図書、記録、模型、資料等を備へ、その利用を図ること。
- 五. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 六. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 七. その施設を住民の集会その他の公衆の利用に供すること。

さらに社会教育法にもつづいて、関連施設に関する法として、

- ・公民館の設置及び運営に関する基準
- ・図書館法、同施行令
- ・博物館法、同施行令 等

が定められている。

また、社会教育法からは、外れ子が、体育関係として、スポー

文化振興法及びそれに付随する諸法が定められている

これらの文化行政に関する既存の法体系をみると、その特徴としてつぎのことがいえる。

- 1) 一元社会教育法の理念の中には、生活文化的指向、芸術文化的指向の両面ともに盛り込まれている。
- 2) 従って、その原理的な姿勢に於ては、現在の文化行政の在りの部分を覆うことができると考えられる。
- 3) たゞし、社会教育法が、文部省—地方自治体の教育委員会という狭いラインで効力を発揮するように整えられている。
- 4) 従って、明らかに地方自治体の中で、文化行政の意味が拡大し、首長部局に教育委員会から独立して文化行政を総合的に担当する文化課^{*2)}のような機構が設置されるようになると、法の理念上からではなく、行政機関の系列という面から、現実の文化行政のあり方に対応できなくなっていく。

*1)
文化課への移行は 2-a, b) に
詳しく述べる

そこでこうした欠点を正す意味で、総合的な文化行政を覆うものとして文化振興法の制定が希望されてくると考えられる。これが広い意味での文化振興法を求めよ声の根拠である。

では、狭い意味での文化振興法、つまり文化会館の根拠としての文化振興法を求めよ声の根拠はどこにあるのか。この点についてはつぎのように解釈できる。

- 1) 社会教育法の中には、国及び地方自治体の任務、あるいは、教育委員会の事務として音楽、演劇、美術などの芸術の発表会等の開催を奨励がその範疇に入っている。

2) ところが、それに対抗する施設、あるいは制度の法制化としては、公民館、図書館、博物館が制度化されているのとは

比較して、音楽・演劇など舞台芸術の拠点として扱われている文化会館^{*2)}のあり方を明示するような条項は、社会教育法の中にもり込まれていない。

*1)
文化庁の地方文化施設(文化会館)整備基金補助金の対象として文化会館ははっきりと、地域の住民に、音楽、演劇、美術等の鑑賞又は創作活動の機会を与えるため、音楽堂、劇場、展示場等の機能を合わせた施設として扱われている。

3) そのため、実際に文化会館を運営してゆく上での根拠がないということ、具体的に事業の遂行や施設整備の面で支障が多い。

4) そうした支障をとり払うための拠点法として、文化振興法に期待をするという図式である。

さて、このようにいろいろな思惑のもとに、文化振興法の制定が期待されているが、決して賛成意見ばかりでは無い。反対あるいは態度保留の意味をまとめるこつぎのようになる。

<反対及び保留意見>

- 基本的には社会教育法が適用できるのではないか。 053
- 法的規則よりも法的な指導が必要である。 054
- 文化会館法を作るわけでは、地方の文化行政を支える制度が整備できるか疑問である。 055
- 文化振興法は時効薬のように思われているが、具体的な実施案となるとむづかしいと思われる。 056
- 「法」によって文化をどうこうするというのは考えものではないだろうか。 057
- 1度制定すると、後で大改正をするようでは困る。どのような形で振興法をつくるべきか、県、市町村段階等々考え方があがるが確固たるものがないのが現状である。 058
- 芸術文化活動の将来を展望し、学校教育との関係、芸術が

法になじむかどうかが等検討すべきである。

059

反対あるいは保留意見の骨格をなしている見解は下記の点である。

1) 文化あるいは文化行政に対する理解がまちまちで、文化振興法の内容がまた具体的に見えていない現時点で、急いで法制化をすることは、逆に文化活動や行政をしばることになるという
時期尚早論

2) 別に特別な法を定めなくとも社会教育法のみで充分であるという意見

3) 文化活動自体、本来法的規定を必要とするものではないという意見

このように文化振興法に関しては現在のところ、何らかの必要性は感じとられてはいるものの、また確固とした主張をもつた法はない段階であるということができる。

2) - c) 文化庁の省への格上げの是非

文化振興会議には、ごくわずかではあるが、文化庁の省への格上げを希望する意見も見られる。これをあげてみると、

- 広い意味の文化行政を実現するために文化庁を文化省に格上げすべきである。 060
- 文化庁の文化省への昇格については、行政の集約縮小、簡素化などとの競合があり、難しい問題である。—文化庁— 061

このように、この問題については当事者である文化庁自体が消極的であり、大きな声にはなっていない。しかし、ここに見られる問題意識は、文化振興法に見られたものと同質のものと考えられる。

つまり、これは、文化庁が、文部省からある程度は自立しているものの、やはり、社会教育—教育委員会という従来のルールの上での文化行政のあり方に強く影響をうけていることは否めない、そこで文化庁を完全に省に格上げ自立させることにより、文化行政を教育行政に付属したものではなく、もっと大きな視野で考えられるようにしたいとする指針である。

3) 文化行政機構の充実に関する問題

文化振興会議で大きく取り上げられている、文化行政における三つ目の大きなテーマは文化行政機構をいかに充実するかというテーマである。

3) - a) 行政の文化化

このテーマでまず、扱われるのは、行政の文化化についての論議である。これは、近年、自治体の中で、文化行政の枠を越えて大きく扱われている論点である。文化振興会議にあらわれた意見をまとめるとつぎのようになる。

- 地域づくりのあらゆる局面に文化性を導入する。 062
- 最近、都道府県における「文化行政」への指向は目覚ましいものがあり、いわゆる「地方の時代」の到来が叫ばれているなかで文化行政が今後の自治体行政の主要な位置を占めることが予測される。 063
- 知事部局、教育庁、警察本部の理事、課長等で構成する「文化行政を推進する会議」を設置し、① 県行政の文化的展開② 文化施策の立案、③ 文化行政の総合的な連絡及び調整、④ その他文化行政の推進に関する ことを所掌して具体的に検討を進めていく。 064
- 当県では「行政の文化化のためのシステム開発とその確立」を最終目標としており、このための当局の課題として、文化行政を名実ともに総合行政として位置づけることに優遇したいと考えている。 065
- 行政の文化化については、未だ用語の定義が確立されていないが、一応の定義づけとして、つぎの要素を県行政の各分野に積極的に導入し、その実現を図る。
 - ① 人間性(やさしさ、ゆとり、おもいやりなど)
 - ② 地域性(シンボル性、親しみ、歴史との結びつきなど)
 - ③ 創造性(オリジナリティ、手づくりなど)
 - ④ 美観性(美しさなど) 066

行政の文化化は文化問題を狭い範囲の文化行政を越えて行政全体

の問題として認識する傾向である。つまり「どのような施策を打ち出してみても、行政自体が文化的でなくとも、即ち、その行政職員が規則や権威で仕事をしたのではその施策は意味を失ってしまう。」^{上1)}、あるいは「これまでの文化行政といえは「教育・文化」で教育委員会が所管、やることといえは教育施設や環境の整備、文化財の保護、伝統文化の保存、継承など狭いワケに閉じこもり、新しい地域文化を創り出そうという視点がほとんど見られなかった。ゆえに、「行政の文化化」の提唱、その手段の一つとしての「文化のための1%システム」(神奈川)、「生活文化を創る1%システム」(兵庫)の実践へと、ここ数年明らかに変化の兆しが見え、文化行政の担当部門が一般行政の分野に広がってきた。いわば行政全般にわたる、その機能や効率性を優先することだけでなく、そこに文化的視点を採り入れ、ゆとりやうるおいを、また人間性、美観性、地域性などを加味した個性豊かな文化を創造する心を持つとうという新しい

*1)
『都市の文化行政』
総合研究開発機構/
上田 篤編
p.247.

*2)
『新しい文化行政の潮流』
坂本亮郎 著
『人間都市への復権』
地方の時代/実践シリーズ
坂田 真由雄 編
p94

*3)
その他行政の文化化
についての議論は、
『地方自治職員の研修』
総合特集「文化行政
読本」第1巻にも見ら
れる。

*2) (本三才だ。)といった問題意識や考え方を背景に行政の文化化とい
う指向は成立している。^{*3)}

こうした行政の文化化という方向は本論文で扱おうとしている。
『環境あるいは舞台芸術と文化会館』という、どつどつという古典的
な芸術文化の範囲におけるテーマとは、そのベクトルの向きがかなり異なっている。従って直接の考察の枠を越えるものである。しかし、行政全体の文化に対する認識の態度としては、これは、狭い意味での文化行政、あるいは芸術文化行政を大きく覆うものである。自治体は今、こうした問題意識をもっていることは充分に認識する必要がある。

3) - b 文化行政を担当する部局の充実・調整

文化行政を担当する部局を充実させようとする動きにまず対応するのは文化行政を担当する専門の部局として文化課を設置する動きである。

<文化課の設置>

- 地方文化行政において都道府県レベルでは、文化行政専管課を有しない県は1県のみとなり、市町村レベルでも、文化行政は相当根づいてきた。今後、全国におまねく、しかも、国民の各層各分野に文化活動を振興させるという見地から、この段階で文化行政のあり方を根本的に検討し、長期的計画を企てることは有意義である。 067
- 県では、文化課のないのは5県程である。市町村段階では、社会教育から未分離の状態である。市町村の財政規模等差異があるが、国からの補助金、指導の流れから可能な限り分化してゆく方向で整理していく方が、県とのつながりからモロモロ。 -文化庁- 068
- 現在では市町村に文化行政専管課がほとんどない。この設置を促進する必要がある。 069
- 文化課の設置されている県と未設置の県とがあるが、いずれの場合も芸術文化行政担当の職員数が非常に少ない。また市町村においては専任の芸術文化行政担当者はほとんどなく、社会教育行政担当者が兼ねているのが実状である。 070
- 市教委のなかに文化課を設置したいと考えている。 071
- Y所は人口22000人の町である。ここで文化部を分離して人員を増やせないので意味がない。 072
- N県の中で文化係又は文化財係を置く市町村は2市3町であり、残りの5市6町1村は社会教育係等の兼務である。従って、地区別、文化振興懇談会や市町村文化行政担当者研修会の開催等にもかなり大きな支障をきたしている。 073

これらの意見に見られるように文化課の設置という言葉には、つぎのふたつの認識が含まれている。

1) ひとつは、文化活動を振興させ、文化事業を推進するためには

それを専任で行える課を設立することが、行政の機構上、どうしても必要であるという認識。

2) もうひとつは、今までは、教育行政の中の社会教育を担当する部局がこれにあててきたが、近年その機能が狭直化し、現時点の諸事に対応できなくなってきたという認識である。

後者の認識は、文部省-教育委員会という従来の縦割行政が、自治体の文化行政の革新に大きな弊害になってきているという観点に立っている。従って、文化課を独立して設置する場合には、この縦割り路線からはずれた場所に設置しようとする。つまり、自治体の中で国の特別な省庁と親子関係にない、融通のきく立場として、首長部局がりの設置場所として選択される。これは、他方で、文化行政を自治体全体にわたる行政改革の一つとしてとらえし(行政の文化化)、知事や市町村長のような首長の強いリーダーシップのもとに遂行してやこうという意図とも結びついている。

このことは、当然、文化課と従来の教育委員会系列の文化行政が、ぶつかることになる、その相互の調整が重要となる。文化振興会議でもこの問題は大きく議論されている。まず、その中から文化行政を教育行政から分離したいという意見を拾うとつぎのようになる。

<文化行政と教育行政を区別したいという意見>

・文化行政は、社会教育行政とは内容的に異質であるので、特に市町村段階では、それがあいまいになってきている現状にかんがみ、区別を考へるべきである。 074

・文化行政は現在教育行政の中で考えられているが、文化についてはもっと広い見地からとらえる必要がある。また市町村教育委員会では、社会教育担当者が文化行政を担当する場合が多いので、文化行政と社会教育行政との関係を調整する必要がある。075

- 芸術文化行政は現在教育行政の中に位置づけられているが、教育行政の中では比較的軽視されているきらいがある。 076
- 自治省との関係や予算の面で知事部局に置いたほうが良い。 077
- 文化と社会教育は分離すべきであるという立場から教育委では芸術文化、知事部局では生活文化というふうに分担をした。 078

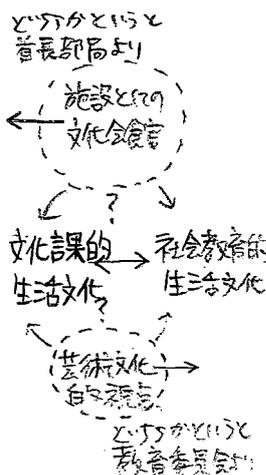
しかし他に、文化行政は基本的には教育行政からは分けられない、あるいは、これらが分離することによる弊害があるという意見が見られる。

- 文化の底流には教育があり、教育委員会が担当するほうがふさわしいと思う。 079
- 文化行政は、社会教育の一部門であるが、教育行政の中での位置づけが大切である。 080
- 活動組織を芸術文化と社会教育に分化しないで行った方がいい。市民総参加は社会教育事業とタイアップしなければいけない。 081
- 知事部局におくと、メリットとともに選挙につながるデメリットがある。実務は教育委員会、予算は知事部局という考え方もあるが、教育委員会に一元化したほうが良い。 082
- 知事部局に置けば予算がとりやすくなるとともに文化を行政全体に広げやすくなる。教育委員会に置けば、市町村との関係の上で好ましい。 083
- H県では文化行政は教育行政の中に入っているが、先年知事部局にコミュニティー振興課が出来、今後の連携が問題になっている。 084
- 文化行政と公民館活動との関連をどうするのか。 085
- O市では社会教育課の中に公民館文化部があり、公民館行政を担っている。 086
- 市町村との関係で公民館において文化活動を色々やっており、これは社会教育課が主体でやっているため、文化課と競合し、予算獲得がむずかしい。 087
- 行政の一元化のため、市民会館、文化センターは、市長部局で

- 所管している。地域の文化振興を図る施設として111ながら、縦割行政のしわ寄せを受けている。 088
- 文化行政は教育委員会、文化会館は首長部局が所管している例があるが、この場合、文化行政と会館の運営で意思の疎通を欠くことがある。 089
- 首長部局所管の施設と教育委員会所管の施設との間の連携がうまくいかないことがある。 090
- 行政内部において芸術文化担当部局が教育委員会と知事部局とに分散している例は非常に多いが、この場合、両者の連絡を密にしておく必要がある。 091
- 県教育委員会で社会教育課から文化課が独立した当初においては、市町村の文化行政が混乱することがあり、その解決策を検討する必要がある。 092
- あらゆる会議に社会教育との話し合いをもつて、この場合、社会教育課の認識も強くなってきた。社会教育の会議に文化課も出席している。 093
- 選挙と結びつく弊害を防ぐ為、事業団を教育委員会の外部団体として作ったらどうか。 094
- 専門部局のメリットをふまえてながら努力してゆかねばならない。 095

上記の諸意見から以下の点が観察される。

1) 首長部局の文化課と教育委員会の社会教育担当課との対立の権限は文化行政と生活文化及び芸術文化という観点から捉えると、生活文化の次元が主となっている。これは、行政全体と地域住民の生活とのかかわりの中で文化化しようという行政の文化化の波の中で首長によるリーダーシップをとりやすい首長部局に文化課が生まれたという背景をもちていることを考えると容易に理解できる。教育委員会系ではできないより自由で広い生活文化的な視点を文化課にもたせようとする考えである。当然、この考え方は、



から、公民館という法制化された制度を中心に生活文化的な行政を担ってきた。社会教育関係課との対立が生ずる。

2) 従って、具体的な生活文化的な事業を行うには、どうしても文化課単独には遂行できず、社会教育との連携が必要となり、そうした連携を調整できるような機構の確立が望まれている。

3) また、教育委員会の社会教育には、公民館という施設が法制化されているので、具体的な事業を行う上での場が確保されやすい。ところが文化課の系列は、首長につながっているということと予算を獲得しやすいという点でのメリットはもつが、文化事業を行う制度化した場をもたない。そこで、法的には確固とした裏づけのない、文化会館を首長部局に位置づけ、そこを文化課の事業の拠点とする傾向が生じる。本論文の第1章で見たように、全国公立文化施設協議会に加盟している文化会館478館のうち、その約60.9%にあたる291館が首長部局直轄であり、教育委員会のものは131館約27.6%である。

4) しかし、他方で、芸術文化的側面をみると、従来、教育委員会がこの領域をカバーしてきている。また、芸術文化関係施設として美術館、博物館などは社会教育法の中に位置づけられていた。あるいは、舞台芸術も含めて、いわゆる古典的な範疇としての芸術文化は文部省に近しい文化庁が所轄している。この点を考えると、芸術文化行政の實質面では、文化庁(文部省)-教育委員会という縦の軸が強い意味を持っており、首長部局は、自治体行政、あるいは、地域行政を総合的な立場で

把握する傾向にあるため、生活文化的な視点が中心となり、個別のジャンルとしての芸術文化への視点は、小さくなりがちである。

文化会館は、第一章ごみたように、舞台芸術の上演を主体とするホールを軸に構成されている。また、文化庁の「地方文化施設整備費補助金」にも、その施設の目的として「地域の住民に音楽、演劇、美術等の鑑賞、又は、創作活動の機会を与える」と位置づけられているように、その施設内容は明らかに芸術文化的色彩が強い。その意味では、首長部局と、実務、経験上での実績のある教育委員会の間で文化会館はバランスを欠いた状態に置かれているといえる。つまり、文化問題を自治体が、より重点的に広い視野で扱うために文化行政を教育行政から分離せよとしておられるにもかかわらず、文化行政を専門的な視野をもって受け入れる部局が充実してないため、文化行政の拠点としての文化会館は、その間にきわめて中途半端に位置づけられている。このことは、文化会館への要求が、多様でかつ焦点を欠いたものとして現われてくることにつながるが、この点については、本章3節「文化事業」5節「文化会館」のところで述べることにする。

このように、文化行政は、その意味が、まだ明確にされておらず、言い難く、どちらかというところ、単に目先の行政管理上の関係によつて、そのあり方が左右されているということが言える。

3) - c 国・都道府県・市町村の文化行政の役割分担・ネットワークの確立

ここでは国・都道府県・市町村が文化行政についてどのような役割を果すべきか、あるいは、いかなるネットワークを形成すべきかといった点に関する議論をまとめる考察する。

まず国、特に文化庁に関する意見をまとめることに基づきのようにする。

<文化庁のあり方について>

- 文部省は文化財保護行政面は着実に成果を上げたが、芸術文化に弱い面もあったので、文化行政をよりよくするため社会教育局芸術課を中心に組織替えを行い文化庁が誕生した。 096
- 個々の人間性を高め豊かな環境づくりを効率的に進めるため社会教育団体の指導者を対象とした合唱講習会等、必ずしも文化庁所管だけではできない文化行政もあるが、経験を通して効率的で目的に沿った行政が行われるように取り組んでいる。 097
- 文化庁が担当している文化行政は広い意味での文化行政ではなく、文部省設置法にいう文化行政であり、地方公共団体についても、自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にいう文化行政であると考えるべきではないかと思う。 098
- 昭和42年度から文化庁は、地方文化の振興にかかわってきた。(補助金) 099
- 文化庁では芸術文化の振興と文化財の保護という2本の柱で行政を進めている。都道府県、市町村では、芸術文化を越えた広い意味の文化を扱っておられると思うので、文化庁としても、長期計画の中で広い意味の芸術文化にも目を向けた。 100
- 文化庁発足以来10年(昭和53年度当時)でもあり、文化行政はまだ未熟である。が地方文化の振興にも努力してきている。また、国においても今後の長期的な行政を進めるための懇談会を設立している。 101
- 文化庁が所管している範囲は、法律で、芸術、国語、文化財等である。しかし、10周年を迎え、懇談会で意見を求めたところ、国民の意識の変化に対応した施策の取り組みの必要性が指摘された。地方公共団体に対しては、広い意味での文化を含めた研修を、文化行政担当者に対して実施している。特に市町村においては、生活基盤の確立という意味で積極的に対処してほしい。 102

さらに上記のような文化庁の意見に対して、自治体の側から、つぎのような要望が提出されている。

〈対文化庁への要望〉

- 文化庁の文化行政をより中広くとりこえてほしい。 103
- 地方の文化振興施策の一環として、国は過疎対策を考える必要がある。 104
- 文化施設の建設および設備充実のため地方債の大幅な起債を国は認めてほしい。 105
- 国の予算の率に県市町村が左右されるから確保に努力してほしい。予算の率が文化財に片寄りないように現代表演文化の振興にも配慮してほしい。 106
- 国は、(東京、大阪にばかり片寄らずに)地域ブロックにも国立劇場を建設してほしい。 107

これらの意見を総合するとつぎのようなことが言えるであろう。

1) 文化庁は基本的には、その出自からみて、古典的な意味での芸術文化を中心とした施策を行ってきた。

自治体 ↔ 文化庁
生活文化的 芸術文化的
視点 視点

ただし、文化庁も自治体の要望に対応して次第に生活文化的な要素を取り入れてきている。

2) (しかし、地方自治体側は、文化問題より)、生活に密着した次元で捉えようとするため、文化庁に対してはもっと広い範囲で文化行政を扱うような要望が高まった。

3) そこで、文化庁もそうした、要望に答えるために、その施策の中により生活文化的な視点を盛り込むように努力するようになった。たとえば、その現れのひとつは、参加する文化活動費等補助金である。

*2) 文化の時代と地方自治体
元文化庁 中野健二
民間審判の復権
坂田期太郎編

*1) 「芸術文化は受動的に享受するだけでなく、自ら進んで能動的に文化活動に参加することに重点を置くべきだ」という考え方を広げて、文化庁でも、昭和52年度から参加する文化活動に対する助成の措置が講ぜられるようになった」誤である。

もともと、文化庁は、最初から生活文化的な視点をまったく持っていないから大誤では無い。文化会館に対する補助金を扱って 113 文化庁文化普及課は、その課名からもうかがえるように、文化庁内で最も生活文化的色彩の強いところである。ここでは、たとえば文化団体についても、いわゆる70口の団体ばかりでなくアマチュアの団体まで、またその分野も絵画、音楽、演劇はもとより、茶道、華道、盆裁、囲碁、将棋までとわたる広い文化領域にかかわる団体にまで対応している。まさに生活文化的な色彩である。(しかし、やはり、地方自治体の立場から見ると、文化庁の施策は基本的により芸術文化的であるといえよう。

次に都道府県の立場についての意見をまとめてみるとつぎのようになる。意見は主として事例が中心になっている。

- 大府では大府文化振興会議と府が芸術文化活動の窓口になっている。知事部局と教育委員会との連絡が悪い。 108
- 県の行政として、文化懇談会、文化振興懇談会等を設置し、文化行政について意見をとり入れるようにしている 109
- 文化行政のモデル地区をつくる。事業の内容は、市町村の行う発表、展示、青少年対象事業、学級、講座、講演会などへの補助である。近隣市町村への波及効果を期待し6市町を指定した。芸術文化活動を総合的に推進する、テーマを設定する、県で作った振興策の市町村版をつくらせてもらうなどの観点をもち。 110
- 県立の文化施設(文化会館)を通じた事業を行う。 111
- 文化福祉事業団へ3700万円の委託費を支出して、音楽、演劇、映画会等の事業を行っている。 112
- 昭和41年度から県立文化センターにおいて総合芸術祭を行っており、昭和53年度の総経費は3000万円程度、そのうち、県の支

出金は1180万円である。又、芸術文化振興懇談会を各界の識者を中心に開いている。現在、一般市民がもと芸術文化に関心を持つよう底辺の拡大に努めている。 113

・地域の文化活動を活発にするため、斥州市町村文化活動費補助金制度を設けている。その対象事業は、①文化活動指導者研修会、②実技講習会、③芸能・美術・文芸等の発表会、④総合文化祭、⑤文化施設が行う自主事業、⑥文化活動に必要な備品等の整備事業、⑦文化施設等の施設設備事業等である。その他、文化行政担当者の研修会、文化団体の育成、援助、社会教育活動における文化活動の拡充を計画している。 114

・県と市町村の連携をすすめるため、連絡会議をもち、国、県の事業説明などを行っている。 115

・青少年芸術文化活動は県文化課が中心にやられている。 116

・芸術文化活動の普及、全県的に格差をなくすこと、青少年の芸術文化活動の充実、内容の質的向上をはかること、施設、行政体制の整備を県文化行政の基本としている。 117

・都道府県の役割として、市町村に対し資料提供を行うとともに、市町村の文化担当職員を養成を図る必要がある。また都道府県はモデル市町村を選んでその文化事業に対し助成を行ったり、全県的な芸術文化団体のほか、市段階の交響楽団のような団体についても助成措置を講ずるべきである。 118

・助役・市町村長部局の財政担当課長、教育長等からなる文化振興組織を作って適宜開催することは市町村の芸術文化行政を弾力的に運営することを可能にする。 119

これらの意見を総合すると、都道府県レベルで考えられている文化行政の役割はつぎのようにまとめられる。

- 1) 一つは、市町村レベルの文化行政を大きな視野に立って誘導し、かつ相互の調整をはかってゆく役割である。これには、市町村において文化行政にかかわる職員の研修や、情報交換の場の設定、文化予算の配分や、施設整備や事業などの計画立案などが含まれる。
- 2) 二つめは、主として県立文化施設を用いて行う事業の推進で

ある。

3) 三つ目は県レベルの文化団体との接触、及びその活動に対する援助がある。

後者ふたつの役割については、スケールの違いはあるが市町村レベルの文化行政の役割と重なる部分が多い。

ごはつきに市町村レベルの文化行政について観てみたい。

<市町村レベル>

- 文化団体の指導・育成が主体で、文化振興課を設置するとともに、住民側に部門別文化協会を設立してもらった。その内容は①生活文化協会②音楽協会③文芸協会④茶華道協会⑤芸能協会⑥歴史民俗協会⑦美術協会である。 120
- 従来の文化行政は、主として教育委員会が文化財保護を中心に進められてきたが、現在は市民の文化活動に重点を置き、将来「100万都市として求められる都市文化の創造」のために教育委員会及び市長部局において文化担当係の増設を図っている。 121
- 市町村レベルでは、行政だけでなく、住民を含めた地域全体が文化活動を図る必要がある。そのため、単なる文化団体の連絡協議会とは異なり、文化団体、青年団、PTA、個人会員等からなる文化推進会議を結成し、従来市町村で行っていた文化事業をその協議会へ委託して行っているところがある。 122
- 地域に自主的な芸術文化グループの育成を図り、それらの参加により市・郡段階の発表会の開催を行っている。 123
- 市町村では人手、財政、施設面が問題が多く、市町村の役割を明確にすることは難しい。 124
- 市民文化教養を高めるためには、成人学級、婦人学級、青年学級、文化財講座、サークル活動等を行い、その他、美術展覧会、芸能、音楽祭、俳句、短歌大会、小中学生のための芸術体験、市民に対する芸術鑑賞(年6回)を行っている。 125
- N市の文化行政の目標は①教育活動の条件整備に努めること、②青少年の健全育成に努めること、③生涯教育学習の充実をはかること、④文化体育活動の推進をはかることであり、そのため⑤文化財保護及び埋蔵物文化財発掘事業⑥参加する文化活動の促進と総合発表⑦文化団体・サークルの育成と助成、⑧各

種文化教室と講座の開設、④文化祭及び文化展示会の開催活動
を行っている。
126

- ・市町村の役割は住民に直結した芸術文化活動の促進、市町村段階の芸術文化団体の育成及び文化施設の整備を図ることである。芸術文化の質的向上を図ることは困難で、その普及を図ることが主眼である。そのため、特に住民の文化意識の向上に努めるべきである。
127

これらの発言に見られるように、市町村の文化行政は、それが住民に最も近い行政機関であるため、基本的に住民に直結した総合的、生活文化的視点が中心になっている。従って「できるかぎり」住民の要望に歩調を合わせてやこうという姿勢が見られる。たとえば、住民主導型の文化事業の推進、あるいは、そのための文化団体の組織化などである。しかし、市町村の文化行政は、こうした生活文化的、かつ総合的な指向を示しているにもかかわらず、行政機関としての規模が小さいため、その理念上の適合性が実務の上で生かせるような機構をとるのが困難であるという問題をかかえている。こうしたことから、さらに上位の機関である都道府県や国あるいは、他の市町村との連携が求められている。

さて、ここで、国、都道府県、市町村の文化行政の関係を行政がどのように考えているかを見てみたい。まず、これに関する意見をぬき出してみると下記のようになる。

- ・芸術文化団体の育成については、国は、専門家の創作活動の奨励を主とし、国のレベルアップを図る。プロの活動が高まることで指導者の質が高まることにつながる。市は市民活動としてアマチュア育成を中心とする。このように人と全く役割分担的なことが行われてはいるが、割り切り、ていねいのかどうか更に検討

する必要がある。文化活動を振興してゆく上で何か必要な事業が整理してゆくとは、まじりするのではないが、国体が育つてゆくために、行政が何をしなければならぬかをよく研究する必要がある。—文化庁— 128

- 全国的、国際的なことから国、広域的なことから県、市町村は日常的な住民の要求をとり扱うこととすべきではないか。 129
- 行政相互間の役割分担は住民が受けるサービスの効率の点から判断されるべきである。 130
- 芸術文化指導者の養成は県、小集団・個人の指導は市町村が担当するのがよい。 131
- 文化施設の整備は市町村が行うこととし国、県はそれを援助するものとするべきである。 132
- 都道府県は市町村における文化行政組織の強化を指導すべきである。 133
- 文化団体の育成、観客との連携を強化するには、市町村が中心になって活動を推進し、国、県はこれらに格差なく指導、助言、資金的補助を行っていただくことが必要。 134
- 地方文化の振興に関し、国の役割は、補助的、調整的、管理的な特色が強い。又海外との交流、トップレベルの芸術家の育成等を行うことも国の果たす重要な役割である。県については、各市町村間の連絡調整によって適正な文化振興を図ることがその役割であるが、文化団体と行政を育ていく方向づけをしなければならぬ。市町村は地域に密着した文化の振興を図るべきで、そのため市町村自体の推進態勢を整えるべきである。公民館を中心とした活動で底上げを必要とする。 135
- 文化振興をやっていかうと、県からの働きかけを受ける体制が市町村にできていないため、県と市町村の連携が必ずしも、多方面にわたる社会教育をやっているため、国や県からの働きかけに対応できず、補助金がもらえるもののみとひいつていくのが現状である。 136
- 都道府県レベルで、社会教育課から文化担当部分が独立して文化課ができるなどにより、全都道府県に文化行政専管課が設置されるようになった。これに対応して市町村に文化係、又は文化振興係が設置されつつある。しかし、それらは社会教育課の中に設けられることが多く、そのため県レベルの文化課と市町村レベルの社会教育課との連絡を十分に密にする必要がある。 137

・県の芸術祭ばかりでなく、市町村独自の芸術祭が多くなってきた。この時点で県と市町村の役割、関係について再検討すべきである。

138

・これからの地域文化を中心に考えれば、国のミニ千歳ア版が県であり、県のミニ千歳ア版が市町村であるのはならぬのであり、独自の施策を打ち出す必要がある。

139

これらの意見から観察される事項をまとめるとつぎのようになる。

まず、一般的には国、都道府県、市町村の役割分担はつぎのように考えられている。

- 1) 一つは行政の覆う範囲の広さという観点である。つまり、オ129の意見に代表されるように、国際的、全国的なことから国、広域的なことから県、日常的なことから市町村の範囲であるとする考え方である。
- 2) 二つ目は、リにある程度対応する考え方であり、かつその事業の規模や予算の額に対応して役割を分担しようとする考え方である。
- 3) 三つ目は、国はプロ、あるいは最高度の芸術性の高い創作活動を中心に、他方、市町村は、住民のアマチュア活動を中心に文化行政をすすめるべきであるという考え方である。
- 4) 四つ目は、住民に対するサービスの直接度、あるいは間接度の観点に立つものであり、たとえば、第130の意見にみるような、住民の受けるサービスの効率の点から役割分担を考慮すべきであるという意見や、住民に直接かかるサービスは市町村が中心に行い、県や国はそれに対する助言や指導、あるいは資金援助をすべきであるという考え方である。

これらの考へ方は、それなりに根拠のあるものである。しかし、具体的な施策を考へてゆくと実際には、このようにうまく、分離できないことは容易に想像できる。これについての具体的な問題は、後で、文化事業、文化団体、文化施設に対する行政の考へ方をみてゆく過程でより鮮明になると考へるので、ここでは詳しくかかない。

ただ、こうした理論上の区分けに対する現実面での割り切れないことから、先の区分けに対して、何らかの反省を求め意見があることは、はっきりと認識しておく必要がある。これは、たとえば139あるいは138、128の意見が対応する。少なくとも、今後は、もう少し、こうした行政の役割分担を考へていく必要にせまられていくようである。

もうひとつ、この役割分担について述べておかなければならないのは、行政の系列がいく通りか存在し、それら相互の関係づけがなかなかうまくゆかないという問題である。これは我が国の縦割行政の弊害として、各分野でいかれていくことであるが、文化行政の分野においても問題になってくる。それは、先にも何度もふれたように、省長部局の系列と教育委員会の系列の関係の問題である。今後は、この関係をもっと整理する 必要に迫られていくことになる。

3) 専門の職員の充実

文化行政の機構の充実とならんと重要視されているのが文化行政の専門の職員の充実である。行政全体の機構をみると、文化行政に配属される職員は極めて貧困なのが現状である。文化振興会議上でのこの問題に関する発言を列記すると下記のとおりである。

- 管内の芸術文化行事・活動を指導するためには、その実情に通じるなど経験が要請され、行政担当者の専門性を高める必要がある。そのための行政担当者の研修会を行うとともに、その充実を図る必要がある。また、芸術文化行政の専門性に鑑み、「文化主事」等の専門の職員を新設することが望まれる。 140
- 現在、芸術文化行政の担当者が1人しかない県もあり、また二人以上いても庶務係と兼務するなど専任者が極めて少なく、芸術文化行政担当者の増員を図る必要がある。 141
- 市町村にも芸術文化行政担当専任者が望まれる。そのため、「派遣社会教育主事」のような「派遣文化主事」の制度を検討すべきである。 142
- 専門的職員を行政施設へ配置することが必要であり、基本は人にかかっている。専門的職員の確保と、指導者の養成を図り、レベルアップを図ることが、長い間の実践からたどりついたものである。 143
- 市町村における文化活動の専門的、实际的指導者の配置が必要である。 144
- 文化行政担当者には、庶務係等を兼任するなど、兼務者が多いのが実態であり、芸術文化行政専任職員を設置することが急務である。 145
- 芸術文化行政担当者の資質を向上させる必要があり、そのための研修会をもつこと、更に専門化することを考慮すべきである。 146
- 芸術文化専門職員たとえば文化指導員を置くこと、また、その設置を国が指導することが望まれる。 147
- 現在の市町村の芸術文化行政は、企画等を社会教育主事が担当し、その事業実施を公民館主事が行っている例が多いが、芸術

文化行政の専門化(または細分化)に伴い、人的指導体制を整備する必要がある。 148

- 市町村には文化担当専門職員はほとんど配置されていず、また芸術文化と社会教育とを同じ窓口で受けとめているため、文部省社会教育局と文化庁からの連絡で現場がまごつく。 149
- 県総合文化団体の事務局を教育委員会において、社会教育主事1人でやっているが、通知会計、事務だけしかやらず、指導はできない状況にある。 150
- 社会教育行政の片手間では文化行政が生き残って来た。 151
- 人手不足等、多忙な現状であり、指導者を委嘱したい。 152
- 行政の組織化、専門家の育成、定数の確保を図るべきであるが、市町村に専門職をおくことは財政的に困難である。 153
- 芸術文化行政職員の不足から行政側の文化事業の企画、実施は文化協会等に委任させることが多いが、この場合、これらの団体と連絡を密にしておかねばならない。 154

これらの発言を通して、まず驚かされるのは、都道府県レベル、市町村レベルとも、文化行政担当の専任職員が非常に少ないという点である。文化行政が、近年、その必要性を強くさげられてきているのに、その実務にあたる職員体制が、貧困では全て建前論に終ってしまい、実質的な活動が「できない」のではないが、文化行政担当者の意識の中に、こうした状況に対する強い危機感が読みとれる。

最も強い要望は、1)文化行政は、その性格上、高度な専門的知識を要求されるので、ぜひ、専門的知識の深い専任の職員配置を確立したいとする要望である。また、それに対抗して 2)専門職員の配置を行政上保証するような何らかの制度、たとえば文化主事のような制度の確立が望まれている。これは 2-1) で考察した文化振興法の確立という問題につながっている。

しかし、このような専門職員の必要性が強く強調されているものの、いったいどのような専門性が必要なのかといった点に関する具体的な議論は文化振興会議の報告書の中には見られな。これは、この会議の席上でこうしたテーマが語られなかったというよりはむしろ、行政関係者の中に、文化行政専門職の業務内容がどうあるべきかという明確なビジョンが確立されていないためと考えるほうが妥当と思われる。これは、本節1項でも見たように文化行政の必要性は理解し始めたものの、文化行政とはいったい何かという点での具体的な把握が遅れている現状を反映している。

ただし、唯一つつ、ある程度おぼろげに感じとられているのは、文化行政とは、これこれとは、きり決められる性格のものではなく、むしろ、それを担当する職員の考え方や、あるいは能力に強く依存するものであるということ、従って、担当者の選抜という面がきわめて重要になるということである。ここに文化行政のひとつの特徴を見ることができよう。

さらに、もうひとつ職員の問題で触れておかなければならないのは、自治体の文化行政担当者を地域文化の指導者とする発想である。

この発想には、ふたつの側面がある。

ひとつは、地方の文化行政の担当者が、地方の文化を、選んでいると考え、その選れを何とかとりもどきたいと、一種のあせりを感じているという側面である。こうした心理から、文化行政は、地方の文化をリードしていく人＝ツアーズをとるべきだという指向が生まれる。もちろん、行政がこうした人＝ツアーズをとることに対す

危具も他方であり、それは、行政にかわって地域文化を主導していき、文化団体を育成、指導しようという発想に基づいていく。この文化団体に関しては後の節で詳しく論ずる。

*1 P169参照

2) もうひとつは、先から述べているように文化担当専任官の数が極端に数ない現状では、その業務は、自ずと管理・指導主体にならざるを得ないという点である。文化事業は、ホレリ的なものにはよ芸術は濃にせよ、その企画段階から実施までには、長い期間を要し、かつ、かなり個別に複雑な多くの問題を解決しなければならぬという性格をもっている。従ってそうした事業が多くなればなるほど行政事務に対する負担は、その職員のみでは処理しきれないほどの量になる。こうなると現状では、その事業の主要な部分を、行政機構の外へ出して処理せざるを得なくなる。たとえば、業者を便したり、あるいは、文化団体などに委託をする訳である。つまり、行政に残る業務は、それを管理することのみとなる。従って文化行政は管理型指導にならざるを得ない。

しかし、このような指導型の文化行政というのは必ずしも健全な文化行政とは言いかたない要素をもっているのではなからうか。

30-e) 財政上の補助

地方の文化行政は財政的にも苦しい立場にある。財政に関する意見をまとめるとつぎのようになる。

- 文化庁の補助事業については、市町村までには影響はない。国と県でやるのと関係のないものが市町村にはたくさんある。155
- 市町村財政で負担しきれないものは、県または国が補助すべきである。156
- 市町村の文化担当職員について交付税の積算に加えてほしい。157
- 文化会館を有しない市町村で、芸術文化団体の発表会や展示会は公民館で行うことになる。このような公民館で行われる文化事業についても財政的援助を検討すべきである。158
- 大きな視野に立った文化振興財団の設立が望まれる。159

上記の諸意見にみる財政上の問題はつぎの点にまとめられる。

- 1) 最も、利用者、つまり住民に密着したレベル、つまり市町村における財政がいちばん苦しい。少ない予算で多様な要望に答えねばならない。
- 2) ところが、国-県-市町村というネットワークが財政上の面でも確立されていない。
- 3) また補助金についてもその範囲が小さく限られており、多様な事業についてゆけない。

これらの点は、本論文の中心テーマからはずれるが、今後の文化行政を考へる上で考察すべき基本的な問題となっている。

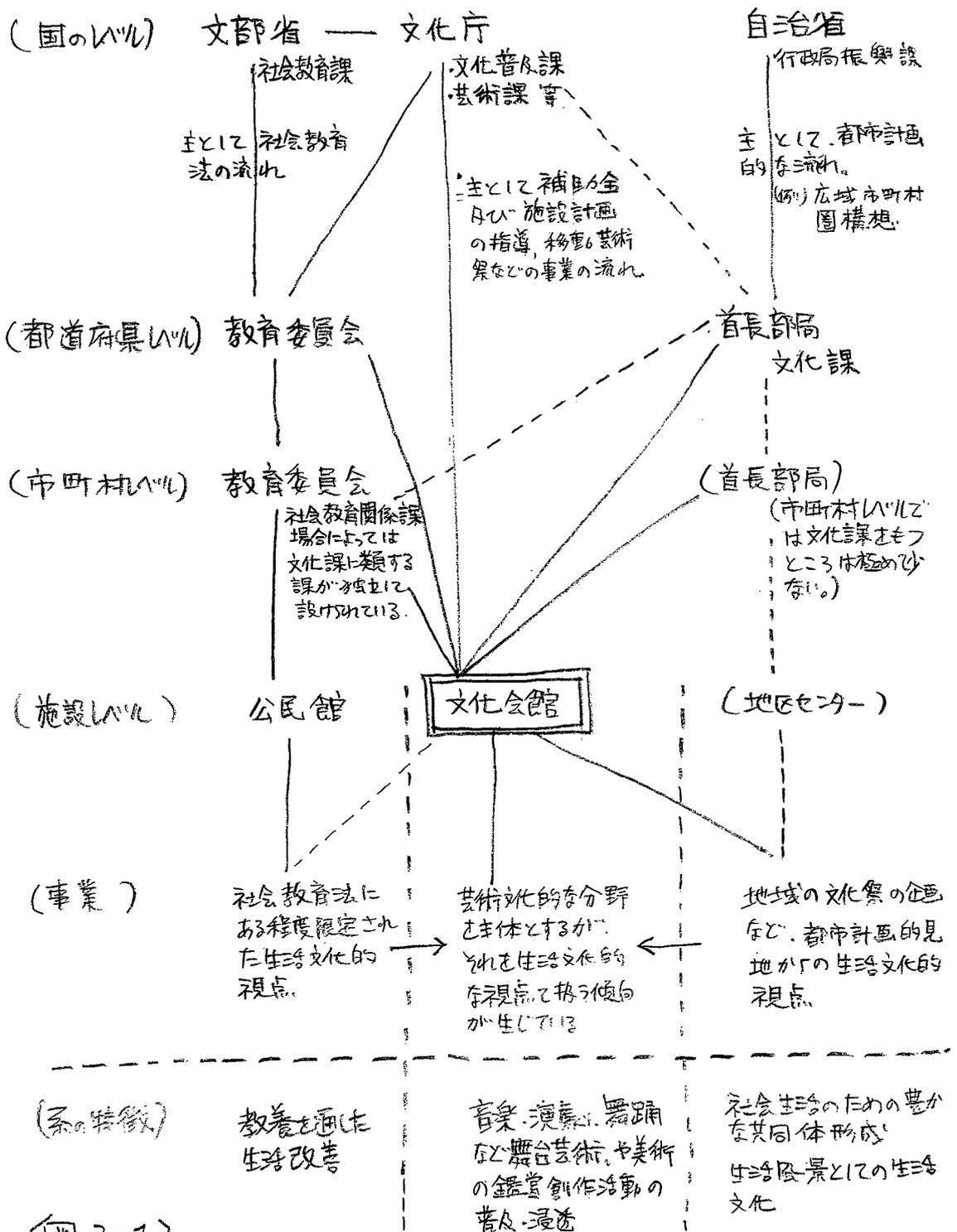
4. まとめ

ここで、ひとまず、文化振興会議にみる文化行政に関する議論を通して、現在の文化行政についてまとめてみるとつぎのようなことが言えるであろう。

- 1) 文化行政は近年注目をあびるようになったが、その理念、あるいは行政というレベルでの扱い方については、きりと定まった視点は、確立しておらず、まだ「揺籃期」にあるといえる。
- 2) 今日の文化行政は主として、生活文化的な観点に立ち、住民に密着した地域の文化環境を総合的に高めようという立場をとっている。これは、これまでの文化行政が、いわゆる音楽、美術といった古典的な芸術教養としての文化という狭い範囲にとらわれてきたという反省に立ち、それ自体は高く評価できるものである。
- 3) しかし、行政における文化の扱え方には、素朴すぎる論法をものが多い。たとえば、生活文化と芸術文化と対比させて生活文化を優先させるもの、地方文化と中央文化と対比させて地方文化を優先させるもの、鑑賞活動と創造活動を対比させて創造活動を優先させるもの、高層な文化あるいは古典的な文化と庶民的な文化と対比させて庶民的な文化を優先させるものなどである。これらは政策的なスローガンとしては単純明快で、人々に受け入れられやすいものではあるが、文化現象の本質的な把握を素通りさせ、安易な姿勢に流れやすく、本質的な深い反省に欠け、謙虚さが有る。
- 4) 文化行政の理念が曖昧であることに対応して、文化行政を推進する機構が未熟で、すっきりしてはいない。特に、旧来の社会教育の

一環に位置づけられている文化行政と、新たに脚光をあびて来た
 首長部局によってリードされている文化行政との間の調整が未解
 決である。この混乱は、公民館や文化会館などの施設や活動の位置
 づけを極めて不明確にしている。

現在の文化行政の流れを文化会館を中心にしてまとめると下記のよ
 うになる。



(図 2-1)

これをみるといかに文化行政の系が軀湊して いるかが理解できよう。特にその混乱は、施設としての文化会館に集中して いる。文化会館は、その成立のよりどころのないままに、あまりに多くの期待をかけられて いるのではないか。この点について、文化行政の範囲を芸術文化的な領域に絞って考えてみても、下記のように、文化

ジャンル	文芸	美術	舞台芸術(音楽・演劇・舞踊)
施設	図書館	美術館	(文化会館)
法的根拠	図書館法	博物館法	(未制定)

会館は主として舞台芸術の振興、育成に関与すべき施設として考えられているにもかかわらず、美術や文芸の領域に比べて、その法的なバックアップは、はるかに小さいと言わざるを得ない。

5) 文化行政に携わる職員の様態が脆弱である。文化行政への期待の高まりの中で、文化担当職員の業務の負担が非常に増して いる。これは、具体的な事業レベルで見ると、細かなところまで手がまわらぬため、畢竟、管理指導型の行政になりやすい性格を帯びて いる。他方、自治体の現行制度のもとでは、専門的な観点から指導できる能力のある職員が育ちにくい面がある。専門的な知識を補う点で、あるいは、よりオープンな文化行政を行うために、文化事業における文化協会などとの協力体制が考えられつつあるが、まだ摸索の段階である。

3 節 文化振興会議にみる文化事業

文化振興会議において議論された文化事業は1)自治体からみた文化事業と2)文化会館からみた文化事業 3)その他の文化事業の三つに分けられる。これらに關係する諸問題をまとめると、下記のようななる。

1) 自治体からみた文化事業

- a) 自治体の文化事業の事例
- b) 自治体が事業を行うにあたっての問題点
- c) 参加する文化活動等補助金(文化庁)
- d) 文化庁主催の巡回劇場

2) 文化会館からみた文化事業(自主事業)

- a) 文化会館の文化事業の事例
- b) 文化会館の文化事業の考え方と問題点
- c) 財政上の問題点
- d) 観客の動員・事業のPR
- e) 自主事業と貸館の關係
- f) 文化会館と自治体・国・他の文化会館との役割分担ネットワークの確立

3) その他の文化事業

- a) 公民館活動
- b) 学校における文化事業

本節では、これらを通じ、検討することにした。

1) 自治体からみた文化事業

1-1) 自治体の文化事業の事例

<都道府県の文化事業>

- 県内の文化事業を大別すると文化庁からのこども芸術劇場、青少年芸術劇場、移動芸術祭といったものと、県ごある程度娯楽性を含んだ地方公演ものがある。行政サイド、教委側での県民劇場と学校教育の事業を全部市町村へ流すが、大型のものは施設を利用して11る。施設にしても所管が教委であったり、中町村である。たゞして現在では、県、県教委、市町村教委の三者で年度当初事業計画をたてる際に調整して11る。 160
- ト県では51年6月に機構改革をして県民部文化室を創り県の行政全てに文化をとり入れるようにした。主な事業は、県芸術祭、県ふるさと祭り、県スポーツ賞、文化賞があげられる。 161
- 県芸術祭には芸術文化団体が表面に出て積極的に活動して11る。市町村主催の芸術祭は60市町村中15市町村が実施、また昨年から芸術文化基金(目標3億円)を積立てて11る。 162
- 九州交響楽団の協力で、親子劇場を実施して11る。また青少年劇場を1町村1回実施して11る。 163
- 文化キャラバン(音楽公演)、移動県展を実施して11る。 164
- 一般向けにオーケストラ、ホーケストラ、吹奏楽、合唱などに公演を実施して11る。 165
- 県芸術祭巡回公演オーケストラ2ヶ所、バレエ2ヶ所、県展移動展3~4ヶ所を実施して11る。また県青少年劇場=音楽(器楽・声楽)、演劇(児童劇)を54年度は40公演実施する。また県新人発表巡回演奏会を離島へき地の高校等で実施して11る。 166
- 本県では県民劇場として県内の文化団体が近地巡回公演を行ったり、県の芸術祭として毎年ジャンル別に年2回都市で地元団体の公演を行って11るがこのように地方団体の公演を県や市町村が開催するのも大切ではないか。 167
- 県移動芸術祭をやっている。新人演奏会は20年間やっている。 168
- 県移動芸術祭、市町村文化会館の自主事業を実施して11る。 169
- 中央の合唱団を呼び、地元の合唱団と合同出演させて11る。子供の参加を促せばさらに広がる。 170

- ・芸術文化の振興のため、芸術文化団体の自主公演の促進と市芸術祭の共催、美術賞の表彰を実施する他、移動芸術祭等の国・県芸術文化事業の開催に努めている。 171

〈市町村の文化事業〉

- ・I市の芸術文化活動促進施策として、1)市内各文化団体の発表の場、市民の交流の場としての市文化祭、2)市民参加による学習と創造活動の場を提供し、芸術文化活動の振興促進を図るための各種芸術分野の市民芸術講座、3)市民写生会、4)市民芸術講座、市民写生会等の作品発表機会の場としての市民展、5)市民に公募する美術展覧会、6)文化講演会、7)市内の音楽関係団体等の発表の場としての室内楽の午後を設けた。 172
- ・市民参加の実行委員会が運営し、11月3日を中心に約1ヶ月間全市的に各種文化事業を展開する。実行委員会の実施事業と関係文化団体の自主的に開催する事業と協賛事業として奨励推進している。 173
- ・毎年文化の日を中心に市民文化祭を開催している。出演者、団体、展示作品などは公募でPRして市民から公募している。出演者出品者は2000人、入場者は10000人程度である。内容は公演は器楽、映画、民謡、洋舞、洋楽、邦楽、演劇、吟詠、コーラス、展示は華道、文化財、美術、行事は、俳句、柳、短歌会、創作文学の講演、吟詠を行っている。 174
- ・総合文化祭と公民館地区単位の地区文化祭を開催した。地区文化祭では、地区全住民参加を目標に、小、中学校の作品も入れていく。お祭りのムードをつくるため、お店なども出している。 175
- ・年齢別の文化祭、地域の文化祭、同好会の発表会のほか、全市を対象とした市民文化祭を開催している。 176
- ・月2回平均の芸術文化の鑑賞(音楽中心)の行事を開催している。当市の音楽人口300人である。 177
- ・子ども会連絡協議会が子ども劇場(年2回) 178
- ・映画を見る会、子ども会の文化祭、青少年団体の育成を行っている。総合文化祭については、青少年の構成が変るので毎年流動的である。 179
- ・市内の施設(市民会館、文化会館等)で開催される国・県事業との共催をはじめ、市民会館と連携した年齢対象別事業の開催、また学校教育や関連団体と連携して行う青少年芸術劇場を開催している。今年で3回目を迎える市管弦楽団の演奏は成功であ

り、これは市民のアマチ=ア団体育成にもつながる。 180

・市民大学、交響楽演奏会、クリスマスなども劇場など自主事業を実施している。はじめ赤字が出たが、黒字にな。たのでもう助成はいらない。 181

・演劇活動が低調なところから、市民演劇講習会、及び発表会を実施したが、自立演劇団体協議会が結成され、合同公演が行われる。 182

・市民文化祭の中で今まで文化団体が干かけなか。たものや、老人、子供向けのものを市民参加の実行委員会で開催している。又アマチ=ア演劇を盛んにするため年間120万円の予算を持ち、発表会、合同発表会の他、中央の講師を招き講習会を開いている。 183

・市音楽文化協会と共催し、市民音楽団体が交楽ト大ホールで上演し、市民が音楽ト親しめる場としている。 184

・学校の先生が主体とな、て市民のための音楽会を開催している。 185

・F町では①芸術文化に直接ふれる機会を拡充するため①芸術文化研修バスの運行②県展移動展の開催③中央及び地方劇団、楽団等の導入と公演及び演奏会の開催④文化講演会の開催と演芸公演、さらに⑤町内文化団体サークルの活動助長策を講じ、かつ、⑥芸術文化学習活動の奨励と促進につとめるため⑦文化のふるさと県指定に係る活動の推進と発表会の開催⑧芸術文化セミナーの開催⑨文芸、美術、音楽、舞踊、華道、茶道研修会の開催⑩芸術文化指導者研修事業への派遣、として⑪新しい構想にもとづくより充実した文化祭として⑫農産物、工業製品展等の開催⑬絵画、書写、生花、民俗芸能等の展示、発表会の開催⑭音楽発表会、演奏会、名士かたし芸大会、わが家の自慢展、郷土史講演会等の開催、⑮文化団体連絡協議会の組織活動と単位文化団体の自主的活動の促進援助及び教育委員会芸術文化主催事業との連携協調等協力体制の強化、⑯青年及び婦人団体等の組織活動に、専門分野におよぶ芸術文化活動を奨励する。⑰未組織・職域に組織的、計画的、継続的文化活動の奨励につとめる、⑱看板、チラシ、広報紙、放送等による芸術文化の普及奨励 ⑲機関紙の発行を行、て 186

・町民文化祭の他に中年婦人講座を短歌、茶道、舞踊を中心と地区別に行、て 187

まず、都道府県の文化事業についてまとめると、つぎのような傾向あるいは役割をもっている。

1) まずオーには、県の文化事業としては、青少年劇場、こども芸術劇場、移動芸術祭など文化庁が地方の文化振興のためにやっている種々の巡回劇場の受け手としての役割である。県は文化庁からの窓口として県内での公演計画や公演場所をアレンジする。

2) さらに、上記の文化庁系の巡回劇場は主として中央の劇団や楽団によるものであること、また、その公演回数だけでは、地域の文化振興策としては、足りないということにより、主として地方の芸術文化団体による県芸術祭を実施している。これは県庁所在地のような中心都市の文化施設を核に行われる拠点芸術祭の性格を持つのが一般的である。

3) しかし、拠点芸術祭のような方法では、観客を集められる地域は地理的に限界があるので、県下全体のサービスとなり得ない。これは、鑑賞するためには、そこへ出かけねばならない生の芸術、特に舞台芸術の宿命的な性格である。この問題を補うため、県民劇場、県移動芸術祭などと称する県主催の巡回劇場を行っている。これは文化庁系巡回劇場のミニチュア版といえるものだが、主として地方の文化団体の活動がその支えとなっている。

4) その他新入演奏会などの若手育成の事業や種々の賞による芸術文化活動の振興などを行っている。

5) また県や市町村の文化会館の自主事業のバリエーションも重要な要素となっている。

6) さらに、これらの文化事業を推進するため、県レベルにおける文化団体の連絡組織(文化協会)の活動の振興に努力し、あるいは組織化の進んでいないところでは、組織化への働きかけを行っている。

これに対して、市町村の文化事業はつぎのような傾向あるいは役割を持っている。

1) 市町村の文化事業は、基本的に拠点事業が中心で巡回、あるいは移動事業については、国や県の事業の受け手の立場になる。ただし拠点といっても文化会館、公民館、学校など、場は多様である。

2) 市民生活に基づく文化要求を総合的に抱おうという姿勢が強く文化事業で扱う範囲は包括的かつ拡散的である。たとえば、一方では演劇、音楽から他方では茶華道、文芸にまで、その事業の範囲を広げられていくものが多い。判断力に特徴的な性格をもつといえる。

3) 事業としては、市民文化祭、市民大学(市民講座)などが主体であるが、その主役は、あくまでも市民が主体であるという姿勢をもっている。

4) 従って、その企画や運営はできよがぎり地元の文化団体を表に立ててゆくような方向が目指される。たとえば、市民参加の実行委員会などである。その意味で文化団体の育成が意図される。

5) また、市民文化祭などの事業の参加者も、地元の文化団体の自主的な参加が期待されている。これは、畢竟アマチュア団体主体の文化祭という性格を強くする結果になる。いわゆるしろうとの祭典的な性格である。

このように県の文化事業と市町村の文化事業はそれぞれの特徴をもちつつ、県と市町村の文化事業を比べてみるとつぎのようなことがいえる。

- 1) 県の文化事業は、市町村の文化事業に比べて、広域にサービスしなければならない背景を持つ。従って県の文化事業は拠点活動ばかりでなく巡回劇場のような移動事業が重要な要素となる。これに対して、市町村の文化事業は拠点事業が中心である。
- 2) 県の文化事業に比べて市町村の文化事業のほうが、より住民に近いため、お洒落文化的色彩が強い。これは、また、よりしろうとのことであることにもつながっている。
- 3) 県の文化事業、市町村の文化事業ともに、舞台芸術ばかりでなく美術や文芸などの広い領域にわたっているが、舞台芸術関係に焦点をあててみると、そのほとんどが音楽主体で、演劇関係のものは軽薄な傾向がある。
- 4) 県の文化事業、市町村の文化事業ともにお洒落な一時的な事業が主体で、一年を通じて、毎日公演を行うような定常的で生きの長い活動は、ほとんど見られない。
- 5) 県の文化事業、市町村の文化事業ともに、70%の活動に対してはあくまで、しろうとの文化団体と同レベルの参加者のみとつといておいて、特に70%の活動の推進に対する行政上の関心は見いだせない。
- 6) 県の文化事業、市町村の文化事業ともに、地域の文化団体の集まりとしての文化協会が事業推進の母体として重要な役割を果たす。

1) - b) 自治体の文化事業の考え方と問題点

自治体が文化事業を行うにあたり、どのようなことが問題にされているか。ここでは、それを考察した。

- 当県では会館の自主事業とは別に「県地域文化推進事業」を県の文化行政の立場から実施しているが、行政としての価値基準をどこにおくかという点で、芸術文化の領域ではこの判断がむずかしい。 188
- 文化講演会の開催だけでなくどのように派及するか課題である。講師によって受講者の層、人員が異なる。 189
- 県芸術祭は近年魅力に乏しくなり、観客が少なくなった。その原因として、①中央からやってくる公演に比して地元のものは質的に劣る、②県の経費負担額が伸びない、③運営にあたっては文化団体の内部紛争などによって一般の支持を失ったことなどである。しかし、地元のレベルが中央のそれには及ばないとしても地元の文化団体の活動はそれ自体に意味がある。また運営団体の内部紛争については、県の指導により芸術祭の組織、審査員の選考などについて改善を図っている。 190
- 素人のものばかりで審査もなく物足りないという声がある。 191
- 芸術祭の重点公演部門を設定してから10年たつが、市民の文化活動に対する要求はしだいに多様化し、また専門の分野に対してより深くやりたいという願いもあり、従来そのままでは対応できなくなってきている。また市の中心部だけでなく、周辺地域の文化活動を盛んにするにはどうするかなど問題がある。 192
- 文化団体と協力して行う事業についてその役割分担が問題である。県芸術祭を団体が実施し、県当局が資金を負担する方法が考えられる。 193
- 芸術祭は県中心企画であるため、経費負担の充実、実施努力提供を要求されることである。改善策としては運営について、県と市町村の分担を明確にすること。県芸術祭の市町村移管などが考えられる。 194
- 県単位の事業への地元文化団体の出演に留意している。 195
- 芸術祭の改善策として、参加範囲を拡大し、全県的にすること、練習場を確保すること、民間団体主催のものは内容、期間を限定することなどが考えられる。 196

- 各音楽団体が実行委員会を組織し、そこに委託し、市民音楽祭を開催している。 197
- 芸術祭の主体は県教委、芸術団体、市町村教委、市町村芸術団体が構成する芸術祭運営会議である。事務局は文化課である。美術展、写真展、書道展、音楽コンクールは県の予算は組まず協賛になっている。 198
- 県があまり手取り足取りすると市町村が主体的に動いてくれない。 199
- 文化庁は県の行う芸術祭等総合的文化事業に対して今後とも補助を行ってほしい。 200
- 県の巡回公演は地元の活動を刺激し、また、それを契機に次の新しい芽をはぐくむようなものでなければならぬ。更にその事後措置が必要であり、たとえば、美術展とあわせて美術講習会を開いたり、巡回公演のあと、公演団体と地元の文化団体と懇談会をもちているところもある。 201
- 文化庁は県の事業についても講師の派遣等の便宜をほか、してほしい。 202
- 市民大学を計画しているか、中央講師が得られにくい。 203
- 市の段階で文化団体の組織がない。 204
- 施設が古かったりスペースがない。 205
- 情報の交換等文化庁の音頭とりを期待できないか。 206

これらの意見から読みとれる問題はつぎのようである。

1) 芸術祭など自治体の主催する事業は鑑賞する立場にたつと、質的に受け手の要求に見合うものを備えていないものが多いと見られる。

2) 受け手の要求が多様化、高級化して行く中で、自治体の事業をどのような方向に向けてよいのか、その規準がわからなくなっている。特に、しろうとの創造活動の育成あるいはその成果

の発表という側面と、質の高い芸術の鑑賞への要求に答えるようにする側面との間のギャップが広がっている。

3) 自治体、特に県の場合、その広い地域をいかにして文化事業でカバーするかが問われている。

4) 文化事業に対する予算の伸びが思わしくなく、意図する活動ができない。

5) 事業を運営していく場合の組織のあり方がは、乏しい。
特に、県と市町村、あるいは民間の文化団体との協力関係が問題になっている。

6) 講師など、指導者が地方では得られにくい。

7) 事業を行う為の施設整備がおくれている。

問題点(1)及び(2)は、本節前項で文化行政の考え方に11で考察した文化行政における生活文化的視点と芸術文化的視点の混乱と根を同一にする問題である。これは、今日の文化行政における極めて根深い構造的な問題であり、本論文の主題も、文化会館と舞踊術法動という領域にテーマを絞ってこみつつ、この問題の解決の糸口をさがそうとすることにある。従ってこの問題に関しては、本論文全体を通じて、その構造が解きあかされるので、この項では、こうした問題が極めて重要なものであることを示唆するにとどめたいと思う。

ひとつだけ言うことは、たとえば芸術祭のようなものの場合、少ない予算のなかで、あまりにもその枠を広げざるを得ないような行政の体質に問題があるのではないかとということである。いわゆる

しろうとによる、仲間内の発表会的なものから鑑賞のためのフンド

の企画公演のようなものまで、また、演劇、音楽から文芸活動に至るまであらゆるジャンルのものでかゝるため、何の批判や選別基準もなく行うその体質そのものと問題があるのではないかとこのことである。また文化活動を事業として一時的なお祭り形式のようなものしか体現できないような姿勢にも問題があるのではないが、この点については問題点(3)及び(4)にもつながる部分があるが、ここでは詳しく触れず、後にまわしたい。

さて、ここで、詳しく触れておきたいのは問題点(4)の予算についてである。自治体の文化予算については非常に不満の声が高いが、その実態については詳しく触れておく必要がある。

ここで、文化振興会議の報告書から、しばらく離れて、自治体の文化予算に関する資料をながめてみたい。文化庁文化部文化普及課では毎年地方文化行政状況調査報告書というのを作成している。そこには自治体の文化予算や事業の内訳が詳しく載せられている。そこで、本節で分析している文化振興会議が昭和48年から昭和54年度にかけてのものであるということ、その期間で新しい資料として、昭和53年度の『地方文化行政状況調査報告書』をとり上げた。現時点では、やや古くなっているが以降、大きな変化が文化行政に行っていないので、その大筋としては、現在の状況と比較しても大差はないと考へる。

昭和53年度に各都道府県が芸術文化のために支出した経費の総額は、346億1932万84円であった。これを、事業費(本庁及び文化施設)、文化施設管理費、文化施設建設費の別にみるとつぎのとおり

である。

(千円)			
事業費	文化施設管理費	文化施設建設費	計
3,760,579	14,048,488	16,810,261	34,619,328
10.9%	40.6%	48.6%	100%

表2-1 事業費、文化施設管理費、文化施設建設費別の昭和53年度芸術文化予算 (%)

これを見ると、その約半分を文化施設建設費が占め、ついで、その施設の管理費が残りの4割、そして、そこで行われる事業についての予算が全体の約一割にすぎないことが注目される。自治体の文化行政は、施設整備とその維持管理に主眼がおかれ、そこで行われる事業にまで、思慮がゆきとどいていない現実がよく表現されている。このうち事業費について分野別に分けてみるとつきのおよくなる。

文芸	美術	音楽	演劇	舞踊	郷土芸能	伝統興業	顕彰
59,970	637,361	973,308	171,452	46,738	36,844	29,506	48,054
1.6%	16.9%	25.9%	4.6%	1.2%	1.0%	0.8%	1.3%

(千円)

指導者養成 研修	芸術祭	高校文化祭	こども・青年 移動芸術祭	その他の 経費	計
15,632	463,547	93,266	109,990	1,074,911	3,760,579
0.4%	12.3%	2.5%	2.9%	28.6%	100%

表2-2 事業費の分野別内訳

これを見ると全国の文化活動予算の事業費のうち、ととどの程度の予算が配分されているかを知ることが出来る。美術、音楽、芸術祭にかかる費用が全体の10%以上を越えて高く、これらの活動が文化事業の中心になってくることわかる。演劇には全体の4.6%、舞踊には、1.2%と音楽に比べるとその比重は極めて小さい。もっとも、芸術祭、高校文化祭、こども・青年・移動芸術祭にも演劇、音楽、舞踊などの活動が含まれているので、実際のこれらのジャンルに費やされる予

算はやや大きくなると考えられる。

この文化事業費は欧米の諸国における文化事業費と比較すると、たいどのよな程度のものであろうか。たとえば西ドイツの場合はどうか。この点については詳しく後章で述べるので、ここでは概算だけを提示しておくが、そこにはおどろくべきほどの差が見られる。“Deutscher Bühnenverein”というところが毎年西ドイツ

*1) “Theaterstatistik”
1978/79

Deutscher Bühnenverein
(注): Quaternmarkt 5
5000 Köln 1
西ドイツ)

の劇場に関する統計を出している^{*1)}。その1978/79年版によると、西ドイツが、そのシーズンの公共劇場の予算総額は12億7千約100円と推算して1479億、9460万円である。何と、我国の芸術文化経費の約4倍である。これは単に公共劇場の予算であって私劇場をはじめ、オーケストラなどの音楽事業や美術館・博物館の予算はまったく含まれていない。世界の中でも西ドイツが劇場の公共化という点では最も意欲的で、めざまれた所であるから、他の全ての国がこうだとは言えないが、少なくとも我国の文化予算はあまりにも貧弱であるといわざるを得ない。

話をもとにもととして、昭和53年度の我国の自治体の芸術文化予算を直轄事業と補助事業に分けてみると次のようになる。ちなみに、市町村に対する補助を行、ている県は29県、民間団体に対する補助を行って113県は44県である。これを見ると本庁直轄事業が62.7%

(4円)

本庁直轄	文化施設直轄	市町村補助	民間団体補助	計
21,698,407 62.7%	9,970,331 28.8%	1,687,326 4.9%	1,263,264 3.6%	34,619,328 100%

表2-3 直轄事業、補助事業別 芸術文化経費(昭53年)

と最も多く、ついで文化施設直轄事業が28.8%で、残りの市町村補助及び民間団体補助はいずれも5%以下で、少ないのが特徴である。

以下表2-4に県別事業費施設費集計を、表2-5に県別事業費分経別集計を、表2-6に県別直轄事業補助別集計を示すので参考にされた。

*1) 出典
『地方行政状況
調査報告書』
昭53年度
文化庁文化普及課

表2-4^{*1)} 事業費施設費集計

(千円)

区 分	事 業 費	文化施設管理費	文化施設建設費	合 計
北海道	153,167	350,292		503,459
青 森	23,264	133,122		156,386
岩 手	38,882	234,579	1,105,528	1,378,929
宮 城	57,915	67,204	800,122	925,241
秋 田	45,645	184,726	35,000	265,371
山 形	39,907	146,084	700	186,691
福 島	38,291	425,017	1,575,000	2,038,308
茨 城	83,861	557,470	2,148	643,479
栃 木	22,766	136,390	356,853	516,009
群 馬	65,653	665,349	1,260,912	1,991,914
埼 玉	76,898	753,765	638,993	1,469,656
千 葉	206,746	341,950	11,500	560,196
東 京	696,003	1,425,046	10,971	2,132,020
神 奈 川	200,977	1,769,168	551,874	2,522,019
新 潟	45,499	563,441	145,000	753,940
富 山	32,435		1,546,870	1,579,305
石 川	51,473	151,832	25,595	228,900
福 井	30,590	176,140	46,861	253,591
山 梨	61,827	213,743	729,506	1,005,076
長 野	88,668	12,025	131,149	231,842
岐 阜	20,725		30,586	51,311
静 岡	20,410		2,361,000	2,381,410
愛 知	49,231	993,539	1,524,789	2,567,559
三 重	28,896	257,012	109,604	395,512
滋 賀	94,301	267,428	493,086	854,815
京 都	188,877	1,008,241	167,533	1,364,651
大 阪	84,728	187,996		272,724
兵 庫	86,226	93,684	664,450	844,360
奈 良	65,143	390,757	175,557	631,457
和 歌 山	97,998	339,905		437,903
鳥 取	69,865	40,000		109,865
島 根	19,096	22,348	620,464	861,908
岡 山	21,867	48,706	100,260	170,833
広 島	56,099	96,114		152,213
山 口	54,910	71,032	1,046,221	1,172,163
徳 島	33,177	136,353		169,530
香 川	16,839	82,005	3,092	101,936
愛 媛	38,891	50,559		89,450
高 知	42,814	251,092		293,906
福 岡	58,709	517,845		576,554
佐 賀	56,256	97,937	255,194	409,387
長 崎	71,607	44,997	200,000	316,604
熊 本	21,629	214,653	39,255	275,537
大 分	248,032	70,853	2,818	321,703
宮 崎	41,646	61,406		103,052
鹿 児 島	99,300	196,683	40,000	335,983
沖 縄	12,900		1,770	14,670
計	3,760,579	14,048,488	16,810,261	34,619,328

表2-5

事業費分野別集計

(千円)

区分	文芸	美術	音楽	演劇	舞踊	郷土 芸能	文化振 興会議	顕彰	指導者 養成 研修	芸術祭	高校 文化祭	子ども、 青少年、 移動	その他 の経費	計
北海道	1,682	54,599	55,300	10,801	1,500		2,624	1,206	400	6,600	1,000	3,912	13,543	153,167
青森		7,432	3,419		3,044	1,219		1,695	644		2,833	1,273	1,705	23,264
岩手		4,198	12,502	10,335						7,200	2,100	876	1,611	38,822
宮城	250	3,400	9,553	5,697				1,410		7,280	1,720	3,250	25,355	57,915
秋田	89	5,111	6,031	7,176			416	2,166	341	6,278	1,604	3,849	12,584	45,645
山形		220	12,935	13,830				113		4,842	3,145	842	3,980	39,907
福島	1,897	9,431	5,582	200	223	1,563	1,573		2,838	2,911	834	1,957	9,282	38,291
茨城			39,907	9,459	100		1,443	2,018		13,002	4,072	1,278	12,582	83,861
栃木	100		5,450	3,100				954				2,512	10,650	22,766
群馬	1,400	800	24,370	200			469	1,928	639	16,175	2,203	2,847	14,622	65,653
埼玉	3,733	6,505	24,862	22,475	1,605	3,541	2,915	1,777	80	2,024	2,700	1,069	3,612	76,898
千葉	190	17,962	9,160	980	1,500	600			158	4,910	3,700	3,000	164,586	206,746
東京	3,711	22,538	495,748		10,367					157,549	5,235		855	696,003
神奈川	500	41,327	26,280	5,985	6,352		3,203	5,771		38,370	787	5,612	66,790	200,977
新潟		5,846	15,734	11,703					270	7,000	2,710	570	1,666	45,499
富山	352	9,828	2,953	2,097	900	168	316	140	72	2,491	277	1,250	11,591	32,435
石川	6,660	14,460	1,580	1,500	3,000	1,700	50			1,500	1,390	2,610	17,023	51,473
福井	620	23,600	1,325	770	575			250		1,000		900	1,550	30,590
山梨		47,993	1,969	35			159	50	117	4,616		6,314	574	61,827
長野	200	32,137	520	100							2,496	1,970	51,245	88,668
岐阜		4,700	2,180	100			500	1,100		2,250	131	3,670	6,094	20,725
静岡	2,050	5,070	600	600			1,200	630	596		2,100	2,095	5,469	20,410
愛知		6,619	15,300			705	4,095	9,248	1,397	3,711	200	1,806	6,150	49,231
三重	903	3,988	6,950	5,496			281	960			1,000	1,249	8,069	28,896
滋賀	8,949	5,139	13,507	8,361	620	650	714	202	926	16,238		3,668	35,327	94,301
京都		25,452	6,644	15,079	120	415		825					140,342	188,877
大阪	3,940	960	39,650	7,960	6,240	900	372	800		3,000			20,906	84,728
兵庫	498	861	1,688	1,667	600	13,740	304	4,473		4,802	24,239	600	32,754	86,226
奈良		22,124	15,066	1,720			225			15,828	1,701	7,635	844	65,143
和歌山		15,644	1,380	1,881		2,235		2,780		64,646		8,202	1,230	97,998
鳥取	2,272	51,638	6,794	1,238		516	59			2,777	1,018	1,298	2,255	69,865
島根			1,063				39			8,777	2,721	5,094	1,402	19,096
岡山	1,233	7,262	2,749	131		750	532	945		800	2,130	3,837	1,498	21,867
広島		36,406	9,000				237		230	4,025	802	3,384	2,015	56,099
山口		5,908	2,510			1,090				2,358		1,681	41,363	54,910
徳島	943	6,664	5,599	7,184		224		415		643	901	1,766	8,838	33,177
香川		351		1,531			131	2,400	168	3,500	721	1,185	6,852	16,839
愛媛	100	26,668	600		200	1,550	428	400		5,750	600	2,495	100	38,891
高知	100	14,387	8,311	100		676	1,025	507		12,000	1,000	825	3,883	42,814
福岡	12,246	22,459	740				299			1,500	1,482	2,416	17,567	58,709
佐賀	1,810	12,928	2,574				15			614	1,744	788	35,783	56,256
長崎	700	8,357	4,173	1,424	520					2,350	3,000	2,791	48,292	71,607
熊本			4,626			1,395		545			2,879	2,180	10,004	21,629
大分	1,790	22,971	14,813	690	4,203	585	1,170		5,597	4,737	4,624	1,970	184,882	248,032
宮崎		19,508	6,997	2,428	205			988	343	978		1,627	8,572	41,646
鹿児島	1,052	3,910	44,614	7,419	5,064	3,222	3,590	1,330	416	10,653	477	1,611	15,942	99,300
沖縄						750				7,862	990	226	3,072	12,900
計	59,970	637,361	973,308	171,452	46,738	36,844	29,506	48,054	15,632	463,547	93,266	109,990	1,074,911	3,760,579

出典：『地方文化行政状況調査報告書』昭和53年度
文化庁文化普及課

表2-6

直轄事業補助別集計

(千円)

区分	本庁直轄事業	文化施設直轄事業	市町村に対する補助	民間団体に対する補助	計
北海道	59,624	374,165		69,670	503,459
青森	14,770	3,594		138,022	156,386
岩手	1,365,149		10,000	3,780	1,378,929
宮城	902,034	11,728	2,000	9,479	925,241
秋田	212,682	10,583	35,900	6,206	265,371
山形	13,762	157,139	70	15,720	186,691
福島	1,949,199		78,559	10,550	2,038,308
茨城	610,120	8,129	2,378	22,852	643,479
栃木	91,319	136,390	276,000	12,300	516,009
群馬	1,962,928		1,200	27,786	1,991,914
埼玉	983,933	482,973		2,750	1,469,656
千葉	243,150	306,456	2,000	8,590	560,196
東京	872,955	645,307		613,758	2,132,020
神奈川	205,069	1,878,190	432,000	6,760	2,522,019
新潟	9,977	589,994	145,570	8,399	753,940
富山	1,550,958		13,400	14,947	1,579,305
石川	6,573	166,727	20,200	35,400	228,900
福井	30,379	195,962	20,850	6,400	253,591
山梨	741,648	261,736	1,200	492	1,005,076
長野	177,080	40,262	12,700	1,800	231,842
岐阜	16,721		30,000	4,590	51,311
静岡	221,911		160,000	2,300	2,381,410
愛知	2,334,646	1,463	204,000	27,450	2,567,559
三重	118,101	272,411		5,000	395,512
滋賀	738,393	26,693	76,229	13,500	854,815
京都	353,588	1,010,123		940	1,364,651
大阪	207,904			64,820	272,724
兵庫	826,950	4,550	3,850	9,010	844,360
奈良	3,016	628,441			631,457
和歌山	39,491	395,232		3,180	437,903
鳥取	20,063	89,474		328	109,865
島根	809,668	51,940		300	861,908
岡山	17,729	51,754	100,000	1,350	170,833
広島	6,193	132,520	4,500	9,000	152,213
山口	870,208	301,955			1,172,163
徳島	9,562	154,098	270	5,600	169,530
香川	16,431	82,005		3,500	101,936
愛媛	11,923	76,727		800	89,450
高知	173,962	117,709		2,235	293,906
福岡	202,625	331,299	2,100	40,530	576,554
佐賀	293,414	109,653	700	5,620	409,387
長崎	270,510	35,034	2,350	8,710	316,604
熊本	48,484	214,653	1,800	10,600	275,537
大分	23,167	294,336		4,200	321,703
宮崎	16,109	78,243		8,700	103,052
鹿児島	32,460	240,683	47,500	15,340	335,983
沖縄	14,670				14,670
計	21,698,407	9,970,331	1,687,326	1,263,264	34,619,328

出典 『地方文化行政状況調査報告書』昭和53年度
文化庁文化部文化普及課

1) - c) 参加する文化活動等補助金(文化庁)

文化庁では地方の文化活動を活性化するために「参加する文化活動補助金」を交付している。

- 昭和52年度から「参加する文化活動費等補助金」を新しく設けた。従来の地方文化施設の自主事業促進費補助事業として実施されていたものから、一般市民を対象に行う文化活動であり、「新しいゆとりある生活」を創り出すための構想として新設された補助金である。その対象としては芸能・美術・文芸の発表会、講習会、研修会(3~6ヶ月講座)等が対象で一般参加の底辺を広げるため市町村が主催(団体共催)でもよいし、実施しているものが挙げられる。また文化施設が行う舞台芸術等の鑑賞もあり、これをメニューにして実施するのが参加する文化活動費等補助金の内容である。(文化庁) 207
- 参加する文化活動は国の200万の補助を受け、能楽教室、児童芸術劇場等文化庁の移動芸術祭の外に館主催として住民参加のものを盛り込んでいる。中小都市では国の助成がないと実施できない面もある。 208
- 「参加する文化活動補助は公民館活動と競合することにはならないか」という質問に対して文化庁は「例えば、公民館主催は社会教育活動であり、対象にならないが、公民館施設を利用する文化活動は対象とする」と答えている。 209
- 補助金の性格も、当初の文化活動奨励のためから自主事業に対するものへと切りかえてきている。つまり、文化鑑賞から参加する文化活動事業への補助にウエイトをおいてきている。 210
- 参加する文化活動事業は年間事業に各々1/2補助し、移動芸術祭などより、小規模のものは県・市町村単位でできるようにのぞきである。 211

参加する文化活動等補助金の前身は、上記にもあるように、自主事業促進費補助であり、これはいわゆる文化会館の自主事業に対する補助であった。これが、昭和52年度から、市町村が主催する種々の文化事業に対する補助金に切り替えられた訳である。この切り替えの主な理由は従来文化政策が文化会館を建設し、そこでの鑑

賞活動を振興させようとし、補助金もその目的のためにつくられていたのに対して、文化行政のありかたが、地域の文化創造の力を高めてゆこうとする方向に変化し、それに伴って、補助金のあり方も改めようとした点である。つまり、この背景には、文化行政が従来の社会教育の枠、つまり地方においては教育委員会の枠をこえて、自治体の統合的な視野へと広がり、文化課などが設置される等その範囲が拡大したこと。それによって単に文化会館の事業というよりは、より広い視野に立った統合的な文化事業というものが考えられるようになる、たということがあると考えられる。

この参加する文化活動費等補助金は市町村の文化活動に対するものであったが、県高校文化祭等補助とともに県を窓口として交付された。

昭和56年度からは、このふたつの補助金がさらにまとめられて地方文化振興費補助金として県あたり、約500万円が交付されることになる。

こうした芸術文化関係の補助金の統一は、単に文化行政の範囲の問題ばかりでなく、国の行政の改革の方向としての補助金の統合化の推進に負うところが多し。しかし、その背景には、補助金をできるだけ目的別に分割せず、使う側の立場でできるだけ融通のきくものとしてしようとする意味も含まれていると考えられる。

このような文化政策に関する補助金の流れをみると、そこにはやはり鑑賞する文化から創造する文化へという視点の移行、より市民に密着した生活文化的な方向への移行がはきりと読みとれる。

1)-d) 文化庁主催の巡回劇場

文化庁は、毎年、移動芸術祭、こども芸術劇場、青少年芸術劇場とい
う地方巡回劇場を企画実施している。これらの主旨及び実態につい

*1) P139~141参照 *2) 2は参考資料を添付するので、それを参照していただくこととし、
ここでは文化振興会議に見られた諸意見を中心にその状況をみるこ
ととする。まず種々の意見を抜き書くとつぎのようになる。

- 文化庁が派遣する移動芸術祭等の事業は優れた芸術鑑賞事業と
して住民に定着し、地方の文化振興に大きな実績をあげてい
る。 212
- 芸術文化とは何か、文化事業の範囲はどこまでかということは極
めてむずかしい問題があるが、現在文化庁が実施している移動
芸術祭、青少年芸術劇場、こども芸術劇場等は基準ではないが
一つの目安として、これらが一応国の考えている文化事業とみ
て、それぞれの地域性に応じて考え方の中をきめるということ
ではないか(質) — それでよいと思う。もっと中を抜けてゆきたい
と考えている。(文化庁) 213
- 移動芸術祭は現在の集中公演を拡充して増加していきたい。 214
(文化庁)
- 移動芸術祭を特に新設館に集中させる意図はない。広く地方芸
術文化を振興促進することは特に重要であり、それぞれの県に
特別の意向があるかもしれない。(文化庁) 215
- 移動芸術祭は東京で成功したものを翌年地方へ回すことにしてい
るので、安がるう悪がるうとはならないはずである。使用料は
地元の協会が行うものと、コマージュバスのもので、第三
者的なものがあるか、差があってしかるべきだろう。しか
し、独立採算のこともあるし難しい。(文化庁) 216
- もっと種目を多く高度なもので安くできるものを継続的に持つて
きてほしい。どこでもできるものは必要ない。 217
- 青少年劇場、移動芸術祭の巡回回数をもやしてほしい。 218
- 青少年劇場を今後学校行事にとり入れるよう検討してほしい。 219
- 文化庁のレベルの高い内容による地方公演を高く評価している。
どうか地方へも今後どしどし行って欲しい。 220

- 地方の小都市は芸術文化にふれる機会が少い。国に於ても巡回公演を小都市、小施設向と、大都市、大施設向の二本立てをえたい。として芸術に接する機会をもっと設けてほしい。 221
- 移動芸術祭、青少年芸術劇場を地方中小都市の小さな施設で公演できるように配慮してほしい。 222
- 移動芸術祭、青少年芸術劇場の実施に当たっては受入れ施設側と十分な話し合いをして、よりよい方法、内容を指導してほしい。 223
- 移動芸術祭巡回公演は、種目だけの希望でなく、出演団体、演目まで希望できるようにしてほしい。またブロック単位で意見を調整すると日程も組みやすいと思う。さらに移動芸術祭の集中公演となった場合は、公演日の間隔に充分配慮してほしい。 224
- 移動芸術祭は現在は文化協会がうけもっている。 225
- 移動芸術祭に対し、中国五県課長会議で調整を図るよう話が出ているが、種目の関係でまとまりにくい。 226
- 移動芸術祭と公立文化施設との事前調整をしてほしい。 227
- 文化庁主催の青少年芸術劇場などの場合、趣旨の徹底を図ってほしい。国の事業に頼るだけでなく、地方なり、文化施設なりが自主的になっていて主催するのが本来的な姿であろう。 228
- 移動芸術祭に特定ブロック内であるものを返してもらおうようできなにか。 229
- 文化庁移動芸術祭については内容を早くきめてほしい。 230
- 事業実施には、文化庁、県教委との十分な連携が必要であるが、市町村の予算編成前に時期・演目等を決定して協議してほしい。 231
- 移動芸術祭、青少年芸術劇場、こども芸術劇場の日程は早く決まらなにか。一(答)予算の都合上、早くて6ヶ月前にないといと決まらなにか。(文化庁) 232
- 移動芸術祭の5年くらいの計画をしてもらうとありがたい。一(答)そのようにやりたいし、要望はあるが、国のことや東京が良からたものを地方へ回すようにしてほしい。(文化庁) 233
- 移動芸術祭の最低料金は県にまかせてほしい。 234

・青少年芸術劇場の対象年齢をもっと引き下げる必要がある。非
移動芸術祭は入場税非課税であるが、文化会館の自主事業は課
税されているので補助金を増額してほしい。 235

・文化庁と公文協の関連についてですが、文化庁では、移動芸術
祭を公文協は公文協で別に企画されているか、文化庁は公文
協にそのままかせてしまい、それに補助金を出すということに
進めてほしい。 236

・国の移動芸術祭等の企画委員会には、全国公立文化施設協議会
から参加してもらい、調整しながら進めている。 237

これらの意見から、次のような傾向及び問題点が読みとれる。

1) 文化庁が派遣する、移動芸術祭、子ども芸術劇場、青少年芸
術劇場は地方の文化振興、特に舞台芸術の鑑賞の機会の提供という
面において大きな意味をもっている。自治体の文化行政が市民の創
造活動という、創る視点、あるいは生活文化的な視点に立つのに対
して、これはすぐれた芸術作品に、地方の人々ができるだけ多く接
することができるようにするという、鑑賞活動の視点、あるいは芸
術文化的な視点に立っていることも特徴である。

2) より具体的には、過去1年、東京で良かったものを地方に回わ
すということ、ある意味では平均的な質の高さが保証されている
という安心感がある。

3) 地方においても、この巡回公演に対する期待は多く、もっと回
数を増してほしい。継続的な巡回をしてほしいなどの要望が強
出されている。

しかし、この巡回公演は他方でいくつかの問題もかかっている。

4) ある作品を巡回公演をすることは、その作品のもつ種々
の条件、たとえば公演の採算や、演出の傾向、演目の内容、などに

よって、ある一定規模のほぼ同条件の施設が公演場所として選択されざるを得ないという状況がどうしても生ずる。現在の公演は、ある程度規模の大きな施設に向くように考えられているため、小都市の小規模施設にはそぐわない面がある。このため、こうした施設でも上演できるようなものの巡回公演の希望が生み出されている。

5) 大規模の施設のための公演や小規模の施設の公演を、よりきめ細かく配慮すべきという要求や公演の回数を増していくべきだという要求に、対応していくのは、予算の面や、その企画実行上の持続という面からみて文化庁という限られた機構の中では限度があり、無限に対応してゆくという訳にはゆかない面が生ずる。

6) また、これが原則として東京という中央で評価のよかつたものを地方にまわすという主旨を考えると、地方巡回公演の回数を増してゆくことは、地方が常に中央の受けとりであり続ける、あるいは、芸術文化の中央化をより推進してしまうという点で、必ずしもバランスのとれた文化政策とは考えられない。

7) 巡回公演が全国的な規模で行われているため、内容、日程、費用の調整などの面で、地域の要求に見合うようなこまかな対応ができていくという向きがある。

8) また、その機構上、長期的な文化振興の展望に立った連続的な計画が、地方ごとに立てられないという問題ももっている。

9) 文化会館の自主事業や公立文化施設協議会の行う巡回公演などとの調整も問題となる。

上記のような諸問題は、文化庁のこれらの巡回公演への期待と依

存が高まれば高まるほど顕著になる性格のものである。これらの問題を解決するため、早晚、根本的な見直しが必要とされるのではないだろうか。この場合、このような巡回公演が、東京中心の芸術活動や文化庁のみによっていることの是非が基本的に問い直されることになると思われる。というのは、上記の諸問題が、芸術文化活動の中央集中という状況に起因しているという側面が強いからである。

移動芸術祭実施状況 表 2-6

年度 種目	昭和46年度 (第1回)	昭和47年度 (第2回)	昭和48年度 (第3回)	昭和49年度 (第4回)	昭和50年度 (第5回)	昭和51年度 (第6回)	昭和52年度 (第7回)	昭和53年度 (第8回)	昭和54年度 (第9回)	昭和55年度 (第10回)	昭和56年度 (第11回)
能	公演回数										
文	14	12	20	7	8	10	7	6	5	5	5
歌	33	37	68	51	37	40	42	38	37	38	39
新	16	35	32	32	35	31	40	41	44	38	48
交	11	19	31	27	33	31	29	33	31	30	26
邦楽・邦舞				5	6	7	7	7	7	7	7
オペラ	10	13	12	12	11	10	10	13	9	10	10
バレエ	10	15	12	16	18	20	17	17	17	18	21
モダンダンス											
ミュージカル				15	15	20	21	18	21	20	22
寄席芸能											
計	94	131	175	165	163	169	177	177	182	183	195
入場者数	99,754人	128,658	143,109	140,137	144,864	155,281	164,473	157,569	159,720	160,750	

参考資料

文化庁文化部資料

表 2-17

青少年芸術劇場実施状況

区 年度	オベラ		オーケストラ		バレエ		能・狂言		文楽		新劇	
	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数
42	5回	6326人	回	5426人	回	4780人	5回	4971人	5回	5136人	5回	5136人
43	6	9267	5	8261	7	6261	5	4615	6	5729	6	5729
44	6	8694	5	7021	5	5302	7	7624	10	12660	10	12660
45	5	6557	5	6468	6	6272	6	4774	13	13807	13	13807
46	5	7049	5	5372	4	3201	9	7275	14	16647	14	16647
本土分	9	11802	6	7835	10	13167	5	5419	6	21978	22	21978
沖縄分			1	1000								
計	9	11802	7	8835	10	13167	5	5419	6	21978	22	21978
本土分	5	7167	7	9579	11	13343	5	5098	7	21417	17	21417
沖縄分			6	8523								
計	5	7167	7	9579	17	21866	5	5098	7	21417	17	21417
本土分	5	7187	7	9501	9	11617	5	4816	5	20502	20	20502
沖縄分			4	4000								
計	5	7187	11	13501	9	11617	5	4816	5	20502	20	20502
本土分	5	3647	8	9701	9	9837	7	5035	6	21012	20	21012
沖縄分			7	8831	10	10094	6	5305	5	20195	23	20195
計	5	3647	8	9701	9	9837	9	7035	6	21012	20	21012
本土分	5	6275	7	8831	10	10094	6	5305	5	20195	23	20195
沖縄分			4	6300								
計	5	6275	11	15131	10	10094	6	5305	5	20195	23	20195
本土分	6	6765	8	10899	8	7570	6	3879	9	17620	16	17620
沖縄分			10	12930					4	4851	4	4851
計	6	6765	18	23829	8	7570	6	3879	9	22471	20	22471
本土分	6	8215	10	10476	10	11956	7	7165	8	25663	20	25663
沖縄分			7	8843								
計	6	8215	17	19319	10	11956	7	7165	8	25663	20	25663
本土分	6	7828	8	10087	8	9454	11	11824	8	14335	14	14335
沖縄分			8	11170								
計	6	7828	16	21257	8	9454	11	11824	8	14335	14	14335
本土分	6	5733	8	9730	8	10198	5	5096	7	12310	15	12310
沖縄分												
計			10	13960								
本土分	6	5733	21	27600	8	10198	5	5096	7	12310	15	12310
沖縄分			3	3910								
計	6	5733	24	31510	8	10198	5	5096	7	12310	20	12310
本土分	6		8		8		5		6		20	
沖縄分												
計			10									
本土分	6		18		10		5		6		20	
沖縄分												
計	6		18		10		5		6		20	

参考資料

区 年度	歌謡伎		邦楽・邦舞		落語・講談		合計	
	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数
42	回	人	回	人	5回	3115人	25回	24328人
43							26	31298
44							33	41301
45							35	37878
46							37	39544
本土分							58	65437
沖縄分							1	1000
計							59	66437
本土分	11	12835					63	74783
沖縄分							6	8523
計	11	12835					69	83306
本土分	11	10781					62	67421
沖縄分							4	4000
計	11	10781					66	71421
本土分	11	9196	3	2688			69	68702
沖縄分							2	2000
計	11	9196	3	2688			71	70702
本土分	11	11519	5	4630			72	71399
沖縄分							4	6300
計	11	11519	5	4630			76	77699
本土分	11	12022	5	5020			69	70036
沖縄分							14	17781
計	11	12022	5	5020			83	87817
本土分	11	11013	5	5058			77	85729
沖縄分							7	8843
計	11	11013	5	5058			84	94572
本土分	11	11037	5	4407	10	8157	81	84464
沖縄分							8	11170
計	11	11037	5	4407	10	8157	89	95634
本土分	11	10947	5	3498	9	7109	74	70712
沖縄分								
計							10	13960
本土分	11	10947	5	3498	9	7109	87	88582
沖縄分							79	
計	11	10947	5	3498	9	7109	87	88582
本土分	11		5		10		10	
沖縄分							2	
計	11		5		10		12	

文化庁 文化部 資料

表2-8

子ども芸術劇場実施状況

年度	種目 区分	オーケストラ		音楽劇		パレエ		児童劇		合唱		計	
		公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数	公演回数	入場者数
49	本土分	4回	5,707人	14回	17,917人	8回	9,621人	19回	19,240人	回	人	45回	52,485人
	沖縄分 計	4	5,707	2 16	2,000 19,917	8	9,621	19	19,240	2	47	2,000 54,485	
50	本土分	5	6,357	18	17,827	8	8,805	23	29,247	5	5,144	59	67,380
	沖縄分 計	5	6,357	18	17,827	8	8,805	26	33,387	5	5,144	3 62	4,140 71,520
51	本土分	8	10,913	18	20,668	9	10,727	24	20,316	6	5,889	65	68,513
	沖縄分 計	10 18	15,975 26,888	18	20,668	9	10,727	24	20,316	8 14	4,982 10,871	18 83	20,957 89,470
52	本土分	6	8,573	14	12,148	8	8,876	26	31,459	15	16,699	69	77,755
	沖縄分 計	6	8,573	14	12,148	8	8,876	26	31,459	15 30	14,654 31,353	15 84	14,654 92,409
53	本土分	9	8,650	15	13,873	8	11,092	23	24,284	15	15,446	70	73,345
	沖縄分 計	2 11	2,111 10,761	15	13,873	8	11,092	9 32	8,779 33,063	15	15,446	11 81	10,890 84,235
54	本土分	8	9,160	31	31,823	8	7,522	16	16,616	10	9,753	73	74,874
	沖縄分 計	8	9,160	31	31,823	8	7,522	23	23,185	10	9,753	7 80	6,569 81,443
55	本土分	8	9,619	20	22,204	8	9,196	20	18,773	18	18,379	74	78,171
	離島・ へき地分 沖縄分 計	14 22	19,652 29,271	20	22,204	8	9,196	5 25	4,520 23,293	18	18,379	14 5 93	19,652 45,200 102,343
56	本土分	8		20		8		20		16		72	
	離島・ へき地分 沖縄分 計	17 27		20		8		20		16		17 2 91	

※ 1. 昭和54年度は、国際児童年記念交流特別公演として、派遣公演（東京流声合唱団をアセアン諸国に派遣）と招へい公演（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアの民族芸能団を招へいし全国9会場で10公演を実施）を実施した。

2. 昭和55年度は、国際障害者年協賛公演として、合唱を全国10会場で10公演を実施した。

2) 文化会館からみた文化事業(自主事業)

2) - a) 文化会館の文化事業(自主事業)の事例

文化振興会議に見る文化事業の事例はつぎのとおりである。

- 地域住民の文化の向上を図るため、開館以来バレエ3, ピアノリサイタル7, 交響楽4, 映画1, 市民コーラス3, 演芸, 郷土芸能2, NHK2, 劇2回等を実施してきたが幸いにも赤字はなかったことはない。 238
- 自主事業をその趣旨性格を基準として、「鑑賞の部」と「創造の部」に大別している。鑑賞の部では、芸術劇場を開館17年以來115公演, 巡回芸術劇場を県下4~5地域の市民会館で年1回公演, 古典芸能たとえば歌舞伎は国立劇場として年1回等を実施している。創造の部では、小中高校の演劇発表会, 小中高校連合音楽会, 青少年創作舞踊発表会, 同鑑演会, 学校演劇講習会を年1回程度行っている。そのほか青少年オーケストラ演奏会, 人形劇発表会等また脚本募集をした入選作のアマチュア劇団による創作劇公演等も実施した。 239
- 自主的な芸術文化事業について全館が行っており、その内容は演劇・音楽・舞踊・美術展, 文芸, 茶華道, 映画会, 講演会, まつり, 各種講座(教室), 書籍の刊行等々多種多様である。館別の年間開催数は最高で20回, 最低で2回, 平均11.4回である。年間事業予算額は最高8900万円, 最低12万円, 平均1540万円である。 240
- 事業の内容は、文芸講演会2回, 民俗芸術獅子頭展, 獅子舞大会, 日立交響楽団, いわき市民アンサンブルとの合同演奏会, その他例年行われている市民文化祭等であった。 241
- 自主文化事業として、主催事業と地方の公共施設を利用する共催事業がある。共催事業は全県組織で活動しているものを取り上げ、発表の機会を提供し、県の事業としての地域の特性を生かしたものを実施している。例えば県総合芸術祭, 地元の交響楽, 地元のオケラ, 高校演劇祭等である。事業中心であるが、鑑賞活動を官も参加する文化活動を積極的に芸術活動の中に組んでいる。地方公演は、大まかに催しはキーストーン方式で地方の10万都市の中心文化施設と共催で実施しているが、将来は、地方の文化施設が自立できることを前提としている。 242
- 当館においては、文化庁事業を中心に、夏、冬の学校休み期間を利用した親子映画劇場, 小中高生の視聴覚教室の一環として映画・音楽・演劇教室, 新人音楽家の育成を目的に県出身新人

演奏会等を実施している。今後の課題としては巡回公演の増加、住民参加事業の促進及び、県内アマチュア演劇団体への講習会を計画している。 243

・M県の調査によると四国、九州の文化会館の自主事業実施率は平均55%である。最も多い館で18回の自主事業を行っている。 244

・全国的にも約400ある文化会館のうち半数近くが自主事業を行っている。 245

・自主事業は年に12回高校生を対象に4~5回、残り7~8回を一般対象に行っている。 246

・自主事業として夏の市民夏季大学を計画し、講師6名を依頼している。 247

・鑑賞活動としてN響その他2~3回/年程度実施している。 248

・過去世界一流の音楽家を招待し、大変な活動を実施してきた。 249

・例として関西英語を年6回、全体で月1回平均行っている。 250

・古典芸能鑑賞の会は能、狂言、邦楽、舞踊、舞雅楽、落語、講談、民俗芸能を人間国宝級の演者により年6回公演している。 251

・自主事業としては小規模だが古典講談を行っている。 252

・道内32施設のうち、54年度に自主事業を企画しているのは16施設で、実施率50%という現状である。 253

・県内文化団体がオーケストラ、バレエ、オーケストラの三つを育成事業として取り上げ、有料公演としたうえ、相当の委託料を出している。 254

・音楽鑑賞講座、映画鑑賞会、巡回音楽会など館外事業も行っている。 255

・文化会館建設当初展示場はなかったが、現在ではホールや廊下などを利用して展示事業を行っている。 256

・ホールのほかに会議室の利用も多い。 257

・市民センターは、市民会館、中央公民館、市民体育館、市民ホール、勤労青少年ホーム、老人11こいの家、市民運動場、児童公演、図書館博物館(建設中)を一区にセットし、50人の職員

で運営するコミュニティセンターである。その中で、芸術文化活動は市民会館で行われ、主な事業として、(1) 参加する文化活動；市民舞台「遠野物語ファンタジー」公演。市民芸術祭。市民音楽祭「歌の選千権」。郷土芸能まわり舞台。児童生徒舞台芸術発表会 (2) 市民芸術鑑賞事業（音楽・演劇・バレエ）(3) 児童生徒舞台鑑賞教室（音楽・演劇・バレエ）(4) 市民文化講座；市民センターバレエスタジオ。市民作曲編曲教室。市民舞台教室。市民演劇教室。市民横笛教室。市民舞台技術教室 (5) その他；市芸術協会の育成。機関紙の発行などが行われている。特に市民舞台「遠野物語ファンタジー」は市民の手による、51年より4回11ステージの公演を通して市民の連帯意識の助長と新しい地域づくりに波及している。今後、文化活動の振興とともに住民活用型小ホール施設が小都市に望まれている。

258

・当施設の大ホール（定員2000人）中ホール（600人）の利用率は月平均80%を越えている。主催事業は、(1) 舞台芸術関係；集委託事業と法人独自の自主事業の二通りに取扱いを分け、対象別（幼、小、中、高、一般）に設定しながら年間16～18本を実施している。(2) 講習会関係；舞台芸術の振興をはかるため、高校生対象に県教委と共催により実施している。主催事業の選定については、民間と競合しないように配慮している。「コンサートサロン」では、アンケート調査を行って演奏者を選定するなど、唯我独尊におちいさなようにしている。

259

これらの意見を統合するとつぎのようなことが言える。

1) 文化会館の事業は実に多様である。その多様さは、ひとつは、チャンネルの上での多様さで、演劇、舞踊、音楽から映画や郷土芸能の上演、種々の講習会、文化祭などに及んでいる。ついで、対象の多様さで、参加者は、幼児から老人まで、70歳からアマチュアまで及んでいる。3つ目は事業主体の多様さで、会館独自の企画、自治体の企画、文化団体の企画、など様々なものがある。主催事業、共催事業、あるいは貸館などが混然とした状態で行われている。

2) 文化振興会議上での意見でみる限り、文化会館の自主事業は、多様な割に頻度が少ない。多くても年間20回程度である。

3) 文化会館の自主事業は一般的に漠然と鑑賞活動と創造活動に

分けられている。鑑賞活動は70口の芸術の鑑賞、創造活動は「参加する文化活動」に代表されるアマチュア活動を意味している。

4) 地方の文化会館では、文化庁関係事業が大きな意味を持っておりところが多い。

5) 自主事業として、自館における事業は「カリゴ」なく、他の場所への巡回公演の企画をするところも見られる。これは、県の文化施設のようにキー・ステーション的な役割を果たしている施設に見られる。

6) 自主事業は全国的にも、ほぼ約半数の施設で行われている。

7) 文化会館は主として舞台芸術を中心にした活動を行っているがそれにとどまらず、美術展や講演・講習あるいは会議室の提供なども行っている。

2) -b) 文化会館の文化事業の考え方と問題点

ここでは文化会館がその文化事業を行うにあたってどのような意識をもっているか、あるいは、どのような態度で事業の方向を決めているのかをみることにしたい。

- 自主事業を考えるにあたっては音楽を通じての人間形成や望ましい人間とは何か等を総合的に考慮する。 260
- 文化会館は社会教育的な施設としての考え方から自主事業を生涯教育としてとらえる。 261
- 民間で行うことが無理と考えられるものを目安に、行政と民間との分担、県市の分担、社会教育との分担関係も検討を要する。 262
- 民間では扱えない音楽を自主事業として行っている。年間9回(キエフパルエ、イムツキ・ハルリン室内楽等)行っている。 263
- 当館は商業館ではないということから自主事業を中心に地域文化振興のために積極的に文化施設を活用していった。 264
- 会館の事業は興業的であってはならない。入場者が少ないという難点はある。これも努力しなければならない。 265
- 人がたとえ入らなくとも、見なければ話にならない。まず見せるといった事がやっていく必要がある。 266
- 文化会館の使命という観点から言えば、採算のとれるものは興行者がすれば良いので、文化会館は住民に見てもらいたいものを行うべきである。赤字を問題にするよりも、理事者に文化事業を理解させる努力を重ねて自主事業を実施すべきである。 267
- 民間でできないもの、方法との考えで実施している。 268
- 東京で行われているものを地方で見てもらう目的で行っている。収益は考えず赤字を覚悟で行っている。 269
- 大都市においては鑑賞機会も多し、小都市・町村ではそれが少ないので、特にそのような地域の文化会館において自主事業は必要である。 270
- 移動芸術祭は国民が自主的にやるものかとの声があるか。 10万

以下の地方の小都市ではすぐれた中央の文化に接する機会が少ないので、市町村が安い料金で自主事業を行い継続したい。271

・音楽は鑑賞団体にまかせ、手薄な演劇等を実施している。272

・自主事業は実施すべきと思う。とくに古典的なものは公共文化施設で積極的にとりあげてもらいたい。273

・観客の動員という点でつい安易なものを選びがちとなり、文楽のような古典的なものが敬遠される傾向にある。274

・芸術性の高いものへの渴望があるが、予算的な面で実施しかねている。275

・芸術性の高いものさという意味と大衆的なものさという意見に分かれ、結論がない。276

・純粋芸術だけでなく大衆的なものも自主事業に加えることが大切である。277

・基本的なジャンルについては、各地域とも年1回は何らかの形で接するといったことが、最低限必要ではないか。278

・ロックコンサートも実施している。279

・茨城では自主事業でロック公演を行っていたが、聴衆層が年代的に高いための問題にならなかった。280

・芸術祭の特別公演でロックを取上げたが、抽選入場で座席を特定者に固まらず、全体としておとなしく終わった。281

・事業の選抜に基準等はなく、地域の要望と収益に関心をもち選抜している。282

・学校教育と連携して自主事業を実施するところもある。この場合、生徒・児童に低料金で鑑賞する場を提供することに意義がある。283

・地域文化を振興するため、または、文化会館の本業の機能を十分に果たすために積極的に自主事業を行うべきである。284

・自主事業としては鑑賞事業を行う外に地域の芸術文化振興の為に、鑑賞とともに積極的な参加する事業が必要である。285

・自主事業は、中央のもの紹介より地元の文化活動を育てると

11) 観点から行うべきである。

286

・住民が参加できる事業を考へ、見る、聞くだけでなく、参加すること
11) ことが今後大切であり、その機会を数多くつくって行くこ
とも必要である。 287

・地域住民の中から生まれた文化を育て、その土地ならではの独
自性のある舞台芸術をつくることが文化施設の自主事業運営に
おける今後の研究課題である。 288

・来年度は会館企画で学校の演劇教室をやリ、中央からの劇団を
できるだけやめるよう現在プランを立てている。 289

・文化会館としてはどこまでも市民の裏方として手伝いをしたい
と考へている。 290

・地方の会館でも文化を創造してこれととりあげて行くのがこれ
からの方針ではないだろうか。 291

・地元の音楽団体を育成、指導する意味でアマチュア団体に発表
の場を無料提供して自主事業ととりあげているが、観客動員や
出演団体のマネリ化に苦慮している。 292

・704による公演と市民の発表会の両者を自主事業として行っ
ている。 293

まず、自主事業の選定にあたってはつきのような傾向が見られる。

1) 自主事業を社会教育、生涯教育的な観点から捉える傾向がある。

人間形成、人格形成の一助として文化を捉える見方である。

2) 自主事業は民間でできないものをやるべきであるとする意識

が強い。民間でできないものという意味には a) 採算のとれない

もの、 b) 価値があるが人がなかなか入らないもの等が含ま

れている。

3) 地方では、見ることをできない、接することをできないものを

やるべきであるという主張も強い。これは具体的に言うと、東

京などの大都市でないと行われていないような舞台芸術等を地

に招聘して地方の住民に与えられるものに接する機会を5.2
うとするものである。

4) 上記に關係するが、单薄な分野の振興をさせるために自主
事業を行うという考えもある。たとえば音楽に対して録音の薄い
演劇などを振興させようとする考えである。

5) 古典的なもの、芸術性の高いものなどへの指向も自主事業の選
択にあたっては強く働いている。

6) しかし、反面、大衆的なもの、人々に広く受け入れられるものを
積極的に行うべきだとの意見も強い。

7) できるだけ広い分野のものに接するよう中心掛けるべきとの意
見もある。

8) しかし、ロックコンサートのように混乱を生ずる恐れのあるもの
には拒否反応も見られる。

9) 学校行事との関連を強化すべきとする考えも見られる。

これは7)をのぞいて、主として鑑賞活動としての自主事業を行うに
あつての価値基準である。ここにはもちろん、職業集団としての芸術活動
が意識下にある。これに対して、創造活動としての自主事業を重視しようとする立場もある。

10) 見る、聞くだけでなく、住民が参加できるように創造的な
活動が必要であるという意見である。

11) これは、地方独自の文化、生活に根づいた文化を育成すべきで
あるという主張と結びついてくる。つまり、地域性を優先
させようという指向が強い。

12) さらにこれは、職業集団の活動というよりむしろ、アマチュア活

動としての創造活動に力点が置かれてゐる。これは職業集団が
地方には育っておらず、職業集団＝中央の団体＝鑑賞の対象
という図式がそのまま成立してしまう現実と、鑑賞活動より創
造活動をより高く評価しようとする傾向が結びつく結果である。

さて、ここでもう一度、鑑賞活動としての自主事業に立ちま
どって考えてみる。ここで働いてゐる意識は、専ら「選択の意
識」である。つまり、世の中に存在してゐる何らかの芸術を、「選択
しよう」という発想である。芸術は、あくまでも、もう完成して
ゐるものであって、文化会館の活動の外側にあるものである。
その創造過程というものには、文化会館は関心を寄せない。あ
るいは寄せられない。従つて、文化会館の主体性が問われると
する。それは、その選択の姿勢である。いかに選択するか
が非常に重要になる。しかし上記の意見をみる限りでは、この
選択の視点はまた定まらないうちに受けとられる。それと
対して、創造の観点に立つと、文化会館の主体性の範囲は著し
く拡大する。いかに「選ぶか」ではなく、「いかに創るか」が問題
とされるからである。これは、文化会館の企画・制作の面での
能力が前者の場合よりもはるかに必要になってくる訳であ
る。しかし、実際には、選択の視点が定まらないうち以上に、こ
の問題への視点は定まらないうちに見受けられる。それ
から、ここでもうひとつ問題になるのが、文化会館における創
造性の重視の指向が専ら、地域のしるうとの活動に向いてゐる
ことである。しかし、鑑賞活動としてくくられてしまつてゐるア

の活動にも当然、創造のプロセスがある訳で、本来、もう一つ、こちらへ目が向けられてもいいのではないかと。そもそも700の創造活動は自分たちの扱う範囲ではないと、はじめから、意識外に置いてしまっているのではないかと。もっとも、「その土地ならではの独自性のある舞台芸術をつくること」が文化施設の自主事業運営における今後の研究課題である」というように、おぼろげながら、この問題に気が付いてはいる発言もある。

また、創造活動がしろうとに向いていることに関して、それを見てもうとという視点が希薄である。いくらいいしょうけんめい創造しても、それが見る気を起こさせる魅力がなければ、誰も見てくれない。つまり、創造行為と鑑賞行為とを結ぶ視点が重要なのである。

つまり、総合すると、今後の文化会館の自主活動を行ってゆく上での重要な視点はつぎのふたつである。

- 1) 文化会館の企画・制作の機能をいかに充実させてゆくか。
- 2) 創造行為と鑑賞行為を結ぶ視点をいかに確立させてゆくか。

2)-C) 財政上の問題点

前項の自主事業の理念どみたように、文化会館の自主事業は民間でできな、採算のあわな、ものをやるべきだと言っても、やはり、今の財政状の問題は何らかの形で解決しなければならな。文化振興会議ではつぎの意見が出された。

- 文化事業を、入場料収入でまかなう考えは基本的に改める必要がある。 294
- 会館が自主公演するときの赤字の処理を、県・市の行政費で処理してほしい。 295
- 税金を還元するという観点から、自主事業が赤字になってもやむをえな。市町村が負担すべきである。 296
- 自主事業で赤字が出れば、補正予算を組んで補てんするというやり方は、弾力性がある。 297
- 住民の希望、積極性だけでは不可能な。例えば、地方で見れない高度な舞台芸術を鑑賞できるよう、財政的援助が必要である。 298
- 総予算5700万のうち自主事業は977万で、総予算の18%を占める。そのうち市費持出しは450万である。 299
- 伝統芸能シリーズ的なものは、地方公演は赤字となるので、国、県等から補助が必要である。歌舞伎教室的なもので、地方の文化施設が連携すれば、安く出来るのではないか。 300
- 公演が年間どの位あ、たらよいか、民間を含めて考えるべきである。民間はやり易いものをやるとすると、行政にやりにくいものが残る。そうすると赤字が出る。それを財政的にどう折り合いをつけるかではないか。 301
- 当方の自主文化事業は、県から委託費としてくる予算により実施している。8種を有料事業で実施したが、結局は収益に関心を持たざるを得ない。収支とんとんなら、良しとしているが、赤字は出まされる。例えば、N響が民芸では100万以上の赤字が出た。 302
- 自主事業の方針は民間で「ハイできず」、しかも良いものを安く県民に提供するというところで、当初から赤字予算である。 303
- 地方文化施設における自主事業を進める上での問題点としては

入場料収入が少なく、採算のあわない県からの委託事業で出る赤字分を館の自主事業収入で補っていることである。 304

・自主事業は年20本のうち県委託は5本で興業的に考えたりたたりない事業で赤字。独自の15本は収支とんとか黒字。最も観客動員しやすいのは児童劇10公演で黒字 305

・自主事業を実施すればするほど財政面は赤字になるので、現在、貸館事業を主として行い赤字の解消に努めている。 306

・自主事業の赤字補てんのため、市が補助しない場合、文化会館の運営費から流用しなければならなくなる。 307

・市町村の自主事業に対する県の補助は当該市町村の人口を考慮して行うべきである。 308

・自主事業の入場料には課税しない为好し。 309

・自主事業費を地方交付税の積算に加えて好し。 310

・能・狂言等古典芸能鑑賞の会は、会員制をとり会費をとっているが、出演者経費の増加と会員数が減少傾向にあることから赤字の状態である。 311

・会員制度(一般1000円、学生500円)と市から500万円の補助。年間2000万円の事業で15回。昨年12000人の入場者。決算で350万円の赤字。 312

・収容能力が500人の小さな会館なので、小さな自主事業しか企画できず、どうしても採算があわず悩んでいる。 313

・自主事業の企画・実施に当たっては赤字にさせないという職員の意欲も必要である。さらに文化に対する関心、意欲を幼児から高めるような環境作りに努力し、住民のレベルを向上させるくふうが事業の成功、不成功につながるのではまいか。 314

・人員30名、県出向3名である。年10回位興業を行って11年経費は総て入場料でまかなっている。 315

・館自主事業は収入予算に対する赤字はない。マネリ仕しないよう県民の要望するものと思いついてやりたい考えはある。 316

・入場料等の収入が多く黒字決算した館がある。 317

・財団法人に文化会館を委託しており独立採算制をとっている。その

- ・財団法人に委託して自主事業は年に一回行っている。鑑賞自体の育成をしている。予算は年間35,000千円位で市から5,000~6,000千円補助し残りは入場料収入で行っている。 319

ここで見られるように、文化会館の自主事業については、赤字を覚悟で行うべきであるとする意見と、収支はとんとんあるには黒字とするべきであるという両方の意見が見られる。しかし、一般的には、ある程度の赤字はやむを得ないとする意見が強い。これは民間でできないようなものこそ、文化会館で行うべきだという主張に裏うち立てられている。しかし、赤字は何らかの形でうめなくてはならない。この方法としては、1) 自治体の補助をあおぐ方法、2) 貸館のあがりで補填する方法、3) 赤字の事業と黒字の事業を組み合わせる全体で収支を合わせる方法、4) 入場料や会員制度で調整する方法、などが考えられている。5) また、自主事業にかかる入場税の免除を求める声や、地方交付税の積算に加えてもらうことを希望する声もある。あるいは、6) 財団法人化をして独立採算をとることにより、黒字への意欲を高めようとすることも考えられている。

今後、ますます文化会館の自主事業は、重要になってくると思われるが、この財政上の問題をいかに解決できるかが大きなポイントになるであろう。

2) - d) 観客の動員・事業のP.R.

文化会館の文化事業ではP.R.が大きな問題として議論されている。

- 民間主催の公演と比較して、行政主催の公演はP.R.に課題があるのではないが。 320
- 鑑賞者の動員に力をつけて、中小都市の館では行政に働きかけて、相当工夫しなければならないのではないが。文化庁、都道府県がこういふことを理解し、もっと大きな枠で、もっとP.R.をしてほしい。 321
- 東京ではバレエの一夜公演で入場率60%で成功のようだ。総経費10として入場料は4か5しかない。移動芸術祭は7割で見込んでいる。オペラ等クラシック芸術はどゆき2夜もたない。1千万人のうち5千人の動員がどきない。-文化庁- 322
- 文化庁移動芸術祭巡回公演にはじめて取り組んだ。PRは文化団体のみでは到底無理であった。青少年団、婦人会、PTAあらゆる手段を使いPRに努めた。又報道関係にも記事として取り扱ってもらうという努力の結果、売り出し時点で前売売切、自由席をすぐ売切ということであった。 323
- 催物毎にアンケートをとり、回答者には催物案内を配布している。アポールの方法については訴えたいものを徹底的にアポールする。新聞テレビにおいても同一のアポールを出す。 324
- 一つの事業をするにはPR費に多くの金がかかり、人集めが非常にむずかしいが、公共性を考えて採算を越えてでも意識の高揚を図る必要がある。 325
- 有料入場券の販売を市内のプレイガイド、文化団体等に委任して行っている。学校では十分に消化しきれない。 326
- 底辺の拡大という観点から、学校の児童、生徒を動員した。そのため、卒業する学年には、無料で見せるとかして、青少年にもっと多くの鑑賞機会を与えてやることを考えている。 327
- プログラムの内容を工夫することによって、成年男子も集めることができるのではないが。 328
- 青少年芸術劇場の場合14~19才の青少年、勤労青少年以外に入場券が出回る。対象をすべてに広げれば問題はないが。 329
- 自主事業を実施するときは市広報紙に掲載する。 330

- 文化庁との共催事業では文化庁からのポスター、チラシ、その他の連絡を早くしてほしい。 331
- 既成の親子劇場、労者、労農等の鑑賞団体と競合しない方向で会館独自の鑑賞団体を作りたいと考えている。そのためは既成の鑑賞団体の対象としないような事業を行う組織としてゆく必要がある。 332
- 文化会館が芸能鑑賞会を作り、会員には20%引きの入場料としている。 333
- 自主事業はその積み重ねにより観客層が定着してくる。友の会的なものを作り育成し、会員は必ず2人づくるようにすれば観客は2倍になる。現在古典落語のような特殊なものは高額な入場料を取っているが、それでも客は来る。会館の自主性がよくこれに見られる。 334
- 市民にも自主事業を理解してもらおう1つの方法として公演終了後出演者と観客の懇談会をもうけているため、ステージでわかることのできない生のふれあいができる。 335
- 自主文化事業について、芸術文化について、投資をする必要についての理解を大いに宣伝する必要がある。 336
- 市民会館なり県民会館が年に何回か開催するということが市民に定着させることが必要ではないか。 337
- 館の自主事業を行う場合は鑑賞バスを運行する等町村からの希望者に便宜をはかっている。 338
- 小中学校の協力を得て専用バスの運行を考えている。 339
- 文化施設が少ないため美術、演劇、音楽鑑賞教室を企画して、富山へスクールバスを判用して出かけている。 340
- 全国公立文化施設協議会などの連絡広報では限界があるので文化庁の幅広い広報活動によって、活発な活動をしている会館や講師の紹介をしてほしい。 341
- 文化施設で行われる催物の鑑賞や講座に参加するうちに各種の友の会や文化団体ができることが多い。この過程で行政指導がものを言う。 342
- 文化会館友の会を組織している。PRについてはフォローガイドに依頼している。会員から200円の会費を徴収している。現在

会員数約542人,会員は入場料1000円引きである。 343

・発表する人は多いため、それを見に来る人がなかなか集まらない。 344

・人集めの前に会場の選り方が大切である。発表はそれに応じた会場で行うべきである。 345

・県民会館は人集めの点で苦勞しないようだが、市民会館は非常に苦勞している。その点について、県の行政は考える必要がある。 346

・入場料300円を100円にして来ないのではないか。どう考えるかは良いか。 347

・青年団など、独自の発表会では客は少ない。文化会議、文化協会が重複している場合、横の連絡はとれているようだ。 348

上記に見るように、文化会館では、その事業の動員、あるいはPRに大変な苦勞をしている。地方の文化会館では、相当力を入れた、それこそ町ぐるみの宣伝活動をしなければ、あるいは相当な努力をしても客が集まらないのが現状のようである。文化会館が観客動員をするために考えている方策としては次のようなものがある。

① 市町村、県、文化庁など行政機関に働きかけそのPR能力に期待する。② 青年団、婦人会、PTAや各種文化団体の応援をえて町ぐるみのPR活動をする。③ 催物ごとに、チラシやアンケートなどによって観客の意識を高め、また次の催物へとつなげてゆく。④ 切符を民間のボランティアにも流す。⑤ 学校行事との関連をつけ生徒の動員力を増す。⑥ 公演のプログラムを工夫する。⑦ 文化会館友の会などの独自の会員制鑑賞組織を育てる。⑧ 事業を契機として出演者と観客の懇談会などを設ける等観客のサービスを高める。⑨ 周辺の人々のために鑑賞バスなどを運行する。等である。全体の傾向としては、ひとつひとつの事業ごとというよりは、むしろ、館の自主事業や館の存在全体に目を向けてもらうようにという意識が強くなってきている。しかし、一方の害に文化会館のイメージや事業自身が、またまた魅力に落ちたものでないというのが活動が活発に存続し大詰理由のように思われる。

2) - e) 自主事業と貸館の関係

文化会館においては、会館の企画する自主事業より、量の上では貸館として機能させているほうがはるかに多い。この点について、文化会館はどのように考えているだろうか。

- 貸ホールは文化会館の目的からすれば好ましいものではないが、地方中小都市においては純粹の芸術文化に対する需要があまり大きくなっていないので、貸ホールもやむを得ないが自主事業の促進について努力する必要がある。 349
- M県会館では鑑賞団体、興業側の利用が多く自主事業は限定されている。 350
- 開館して11年目になり、今年は7回自主事業を行っており赤字にはなっていない。最近、放送局や新聞社、プロモーターなどが、商事ベースで盛んな音楽会を開催するようになり、会館の役割が削減されてきている。 351
- 芸術文化を振興するために文化事業をどの範囲まで進めるか、館の利用の公平化にどう対処するか等の問題は、それぞれ地域性によって異ってくる。 352
- 市の施設である市民会館を単なる貸館として利用してはたかより、会館の自主事業を積極的に企画しており実状としては参加費が無料であるより有料である方が参加意識が高まっているように思う。 353
- 当会館はアマチュアの音楽発表の場を目的に設置されたが、一方では、鑑賞機能のための貸館も行っており、アマチュア、鑑賞団体或いはプロとの間における利用の公平をどのように調整しなくてはか常に問題となっている。 354
- 貸館の優先扱いをどうするか、貸与の時間帯の公平化をどうするか等は会館自体の管理体制ともかかわってくる問題である。 355
- 文化会館は国や公共団体には優先使用させ、また地方文化振興のために有意義な事業については共催するなどして協力している。 356
- ホールの利用率90%の中で自主事業を優先して日程を調整している。 357
- 自主事業が1日で終了するものではなく計画から終了まで長期間を要しているのであるから、貸し館日数も多くてよくないという批判は当たらない。 358

これらの意見を統合するとつぎのことが言える。

1) 文化会館は、本来的には自主事業のほうが好ましいと考えてはいるが現実的には、民間の団体からの貸館要求が多く、それによつて要望にも答えなくてはならない。

*1)
本章本節
2) - a) 参照

2) あるには、自主事業といっても、多くても年間20本どまりの現状では、自主事業のみでは年間予定が埋められないという理由から、貸館制度にたよらざるを得ないと言っている。^{*1)}

3) ここには、公共施設は、誰にも公平に利用できるなければならないという機会均等の原理が働いている。

4) この機会均等の原理は、市民のアマチュア活動と、プロの公演との混然とした文化会館の利用実態の中にも問題になっている。非貸館的な市民の創造的文化活動育成のための事業と貸館としてのプロの興業活動とのバランスの問題としてである。

しかし、実際、この機会均等の原理は現実には無意味化しているのではないか。それはつぎのような点からである。

1) 機会均等の原理は、公共施設の利用者について言える原理である。利用者とは、ここで何かの利益を受け取る側、つまり、供給する側の外にある存在である。ここで利用者の利益に存在ものを創り出す側には、この原理はあてはまらない。

2) では、文化会館の利用者とは何か。ここで芸術を創造する側なのか、それを見にくる側なのか。かつての文化会館は自主事業を行っていたから、文化会館の直接の利用者は、舞台を利用する人であった。観客は、この借入者にくっついて来るのであるから文化会館にとっては間接の利用者であり、文化会館は直接の利用者である舞台利用者について機会均等の原理を適用すれば事足りた。

3) ところが、やっかいなことに、文化会館が市民のための芸術文化創造の場という意識が強くなるとともに、自主事業としてプロの活動の一部を、あるいは、市民の創造活動の振興のために、しろうとの文化団体活動の一部をその内部へと取り込んできた。つまり、これは単に利益を受け取る外側の存在ではなく、利益を造り出す内側の存在

に変算したのである。

4) このことは、文化会館の利用者の定義を著しく曖昧にしてしまった。たとえは、自主事業として組み込まれたAという劇団の公演は、文化会館が利用者としての観客としての市民に提供するものであり、機会均等の原理は、いかに誰にも見てもらえるように工夫するかという点にかかってくる。ところが、貸館としてホールを借りた劇団Bはそれ自体が利用者で、その観客は、どのような人が集まるかと、いくら金が入ると、直接文化会館の関与できるところではない。文化会館としてはあくまでBが利用者で機会均等の原理はそこに作用する。ところが観客、あるいは、市民から見れば、Aの公演もBの公演も、同じ文化会館で行われるものとして同じように見える。観客としては、A、Bに何らかの差があることは、まったく無意味である。また劇団側から見れば、同じような活動をしているのに差別をしてけしからんということにもなる。文化会館には、もはや単純な機会均等の原理は通用しなくなっている。今、新しい考え方が必要とされはじめているといえるのではないか。

5) さらに、先に文化会館は潜在的に貸館は好ましくないものだが、やむをえず行っている意識が強いといったが、これが、貸館利用者への無理解につながっているのではないか。本論文の3章にて、劇団活動のアンケート調査を報告するが、この中で非常に多くの劇団が文化会館の管理至上主義、無理解さをあげている。この原因は、こうした潜在的な反貸館意識に由来しているのかもしれない。

2) f) 文化会館と自治体・国・他の文化会館との役割分担、ネットワークの確立

文化振興会議では、文化会館と自治体、文化会館同志、民間の団体との協力のあり方について大きなテーマとして取り上げられている。まず、それらの意見をあげると次のようになる。

- ひとつの事業を成功させるには国、県、市それぞれの連携、文化団体の連携の大切さを感じた。 359
- 低廉な価格で事業をすすめるため、文化庁、県、市町村なども(文化会館の)文化事業を補助すべきである。市と共催の形でいく方向にもっていかうとしている。また券をさばくために、友の会の組織を利用している。各種団体の年間行事の中に鑑賞のための行事予定を組んでもらうとよい。 360
- 事業は芸術文化の普及という面からは県よりも市町村が行うほうが効果的であるが、事業の赤字が予想されること、財政規模が小さいこともあるので県の補助が望ましい。 361
- 民間で行うことが無理と考えられるものを目安に、行政と民間との分担、県市の分担、社会教育との分担関係も検討を要する。 362
- 国の方も補助金、運営、技術的な指導等援助してほしい。 363
- 経費の負担は文化会館、地方公共団体及び国の三者で行いたい。 364
- 文化会館の自主事業には教育委員会の後援名義があったほうが良い。 365
- 文化地域づくりに市町村の果たす役割が大きいのを市町村との連携を強め、文化行政の啓蒙指導を強化してやきたい。 366
- 県内の文化芸術施設協議会は県文化課が主催する。館をキーワードとした。 367
- 文化団体と自治体との共催行事であっても、施設利用は全額支払い、別途費用を補てんしているところが多い。 368
- 財団法人なので自主と委託がある。自主事業は黒字ができれば特別会計として翌年に回し委託事業は黒字を県に入れ赤字は県が補てんする。 369
- 会館と行政部門の事業内容については、芸術文化事業をどちら

- ・ご行方かということや会館が行うべき事業の内容について検討する必要があるが、会館は事業中心とし、文化課等は行政的な役割を強化すべきである。 370
- ・自主事業は、予算、入会、観客動員が問題であり、国、県市の積極的な財政援助が望まれる。 371
- ・ト県としては青少年センター、県民ホール、県立音楽堂の三者が一体になって今後の自主事業を考えていかななくてはならないと思っている。 372
- ・年間の事業計画をたてるに相互の連携協議を現実に行っているか。回す方法、共同で回すことはどうか。 373
- ・自主事業の計画立案に当たっては綿密な計画を立て、施設間でも互いに連絡を取り合い成果を上げたい。 374
- ・歌舞伎教室を可能ならしめたのが、近畿公立文化施設協議会方式ともいえる巡業形式で、自主事業委員会の統一企画として取り上げ、加盟各館の積極的な取り組みで、近畿五府県(京都府をのぞく)にわたり、11館が22日間、42ステージの公演を通じて、6校交、6万人を越える高校生を歌舞伎の団体鑑賞に動員することができた。 375
- ・東北地方の公立文化会館が連絡して自主事業を獲得していくという方式で、ひとつのものを回していくと安心ギョウで開催できるのではないかと。 376
- ・自主事業も数館が連絡調整することによって経費は軽減されるが各地域の住民の好みにも差があるので協調にも限度がある。 377
- ・業者の企画するものも積極的に受けとめて活用している。 378
- ・鑑賞団体との連携による自主事業の実施が考えられる。 379
- ・自主事業の赤字を解消するための一方法として民間団体と共催で実施することが考えられる。宣伝費が少なく済み、しかも効果的である。特に県や新聞社との共催は観客動員力もあり入場料収入も多くなる。 380
- ・ブロック内に国立劇場を建てたい。 381

これらの意見を総合するとつぎのようなことがいえる。まず、文化会館と国、自治体などの行政機関との関係について見てみる。

ここでは、主として①費用の分担あるいは補助金にかかわる問題、②文化事業の共催関係が問題となっている。①については、文化会館が自主事業を行えば行うほど赤字をかかえるという現実の中で、市民の文化創造の拠点とするという理念とのギャップを埋める資金的な補助体制をどう確立していくかという論点であり、そこには、国や自治体が文化会館の事業に対してもっと積極的に補助を行ってほしいという強い要望が見られる。

②については、文化会館と国や自治体が事業を行うにあたってどのような協力関係にあれば良いかという問題に関するものである。今まで見てきたように、文化会館には、国の移動芸術祭などの巡回公演、県、市町村が広域にわたって行う文化祭や芸術祭のような文化会館の枠を越えた企画の実施現場としての機能と、文化会館独自の企画とが混在している。文化会館はそれ単独では成立しないような機構の中に位置づけられている。この関係を理論的に整理することが課題となっている。この場合、もちろん自治体は資金、文化会館は事業と単純に分けられないであろうことは明らかである。

つぎに議論されているのは、文化会館同志の連携についてである。ここにも、連携の方法について二通りの方向が見られる。ひとつは①神奈川県(372)のように特色のある異質の施設同志が連携して、その役割分担により総合的な市民サービスとしてやこうとするもので、もうひとつは②同種の施設が連合することにより、一館では成立しない事業を行おうとする体制をつくらうとするものである。

現在は、①のような特色のある文化会館はほとんど限られた地域にしか存在しないので、専ら②の観点の議論が多く見られる。文化会館は単独では、大きな自主事業を行えない状況に置かれていることがよくわかる。

さらに、この点に関連して、文化会館同志の連携の範囲を越えて、広く民間の報道機関や鑑賞団体、業者などの力を積極的に借りようとする姿勢も見られる。今後このような動きは益々強くなるであろう。しかし、他方連携の輪を広げるほど、地域性や選択の可能性が減少する危険がある。

3) その他の文化事業

3-1) 公民館活動

文化振興会議は、公民館活動について中心に討議される性格の場ではないが、文化事業との関連でその姿勢に言及する意見がある。

- 地方の社会教育関係者が文化に対する理解を持つことも文化振興の一環ではないか。 382
- 市町村においては公民館活動の果たす役割は大きい。文化行政と公民館活動との連携が問題である。 383
- 当市では公民館は、現在のところ文化活動まで手が回らない状況にある。 384
- 小学校、あるいは中学校1校区に1公民館が整備されている。公民館では民謡教室を開いたりして練習室的役割を果たしている。これらが他の会場で、年に2回、例えば市民会館などで各公民館の発表会を持つている。これは参加者にとって楽しい催しで、絵画教室は美術館で発表というぐあいに公民館を練習の場として利用している。 385
- 芸術の面で深く行う場合は公民館のみでやるのはむずかしい。 386
- 公民館を中心とした施設(31)で各種の芸術文化に関する講座等(53年は258)を開催しているが、さらにこの事業促進のため各公民館の担当が活躍しやすい「学統・講座のメニュー」を作って配布した。 387

公民館は、社会教育法のもとに非常に広くゆきわたっている施設である。地域により密着しているという点において、文化会館よりも、はるかに生活文化的な指向をもつ施設である。施設計画士、あるいは文化行政士も、非常に文化会館と類似点の多い施設であるので、今後、文化会館のあり方を考えていく上では、平行して公民館のあり方も積極的に取上げていくべきだろう。この際、その相違点なども明確にしてゆく努力が必要となる。

3)-b) 学校における文化事業(学校開放)

学校における文化事業も重要な生活文化振興の視点である。

- 文化活動普及のために学校施設の開放を行っている。388
- 音楽活動をすすめていく場合、練習場の確保にみんな苦労している。地についた活動を活発にしていくためには、地域ごとにある学校開放がどうしても必要である。389
- オーケストラの練習場に学校の使用を認めたところ、近所からうるさいという苦情がでてためになつた。学校を開放しても合唱までで、ほとんど使用できない。390
- 使用目的によって、学校開放はもっとすすめた。391
- 学校開放係が担当し、希望団体から申込みを受け、学校に連絡し、調整している。392
- 小・中学校もスポーツだけでなく、芸術文化活動のためにも学校開放を行っている。393
- 文化活動の活発化を図るため、稽古場として学校校舎の使用を校庭解放の例にならって国で制度化できるか。394
- 校舎使用についての具体例の積重ねが必要であるうが、校舎管理の責任上の問題など検討を要するのではないか。395

上記のよう学校施設を、住民の文化活動、特に各種の団体の練習施設として利用してゆこうという動きが強くなっていく。文化会館に練習施設を併設させる傾向が、文化庁の指導などにより強くなっていくが、今後、このような学校利用などとの連携をさらに強く必要があるう。

4) まとめ

本節では、自治体と文化会館の文化事業の実態とよの問題をまとめると、次のようになる。

1) 自治体の文化事業は、大きく鑑賞事業と、創造活動推進事業に区別して把握されている。鑑賞事業とは、文化庁主催の移動芸術祭に代表されるような、アートの芸術を、市民に鑑賞してもらうための公演事業である。創造活動推進事業とは、市民の文化創造活動を振興推進させようとする事業である。

2) 地方自治体の文化課など文化行政担当部局には、今までの文化事業が「教育委員会中心の鑑賞事業」に片寄、てきたという反省もあり、意識的に、創造活動推進事業を推しているという考えがある。

3) ここで自治体の意識している創造活動推進事業とは、いわゆる市民の文化団体、しろうとの文化団体の育成を目的としたものであり、この扱う範囲は、音楽、演劇、舞踊などの舞台芸術から美術、茶華道、文芸などきわめて広い分野にわたっている。つまり生活文化としての総合的視点に立って創造活動を把握、それをゆとりのある市民生活の源泉として扱うものである。創造的生活文化の視点といえよう。

4) この視点に立つと文化事業を推進する上で、市民の文化団体との連携が問題になってくる。従って、自治体としては、文化事業を推進するための母体づくりとして文化団体の育成に努めている。この点については次に詳しくふれる。

5) 自治体の創造活動推進事業として、上記の文化団体の育成は別にして、具体的な事業は、文化祭、市民芸術祭といった、いわゆる「お祭り形式」の事業形態をとっている。つまり、ひとつの祭典として、ある時期に祭典会を集中させ市民の創造活動の高まりを誘おうとするものである。この拠点として文化会館が利用される。

6) ついで自治体の鑑賞事業についてであるが、その対象は舞台芸術あるいは美術を中心に行われる。本論文の主対象である舞台芸術に絞ると、その事業の主要な部分を、文化庁の移動芸術祭、こと

も芸術劇場、青少年芸術劇という全国レベルの巡回公演に負っている。

7) 自三合体、特に県は、この文化庁の巡回公演の地方の窓口となるとともに、それを補完する形で、地方の劇団や楽団による巡回公演を企画しているところも多い。文化キャラバン、県移動芸術祭、新人演奏会などと称するものである。これは、日常生活圏を越えるか、越えた行政担当地域の広がりをもつ県の文化事業としては重要な要素である。これに対して市町村では、拠点的事業が多い。

8) このような自治体の鑑賞事業は、やはり文化会館を拠点として行われる。

9) また、その内容であるが、舞台芸術に限るといえば、音楽関係が中心で演劇・舞踊関係は頻度が少ない。

10) 鑑賞活動は、700の芸術を市民に鑑賞してもらうための活動であるとしたが、自治体の意識の中には、700の芸術=鑑賞という、強い図式があり、700の創造活動に関する接近は、たぐ見られず。この点に関しては、自治体は文化庁に強く依存している。これは、地方には700の活動らしき活動としている団体が極めて少なく、ほとんど全て、東京あるいは京阪神地区の活動に依存している現状が大きく作用している。地方で文化創造活動といえは、しろうとの活動ということになってしまうのである。

11) 鑑賞活動にしても、創造活動推進事業にしてもいまひとつ視点が定まらぬ。予算面でのバックアップや施設整備の点でも、不十分で、期待ほどの成果が上っていない。事業推進の理念や組織づくりという面において、何らかの方向転換にせまられる時期に来ている。

つきに文化会館からまた文化事業(自主事業)についてみるとつきのようなことが言える。

13) 文化会館独自の自主事業は、それほど多くない。行っている館もかなりの数にのぼると思われず、また、行っている、高々20回を越えない。ほぼ月に1回程度のペースである。

14) 文化会館は独自の自主事業を行う他、県や市町村の事業の受け入れ、あるいは、貸館など、よほどの事業の主権や責任がどこにあるのか、外からは良く判断できない混乱した運用体系を持っている。さらに、その事業の内容もFPOの公衆からしろうとの発表会まで、さまざまなものを受け入れなければならない体質をもっている。文化会館の意味の不明確さから、あまりに多くの期待、あるいは、あまりに多くの思惑が集中しすぎている。

15) しかし、反面、事業に対する予算的裏付けが貧弱で、思うような活動ができにくい。

16) また、単独な貸館としてではなく、文化会館自身が自主事業などを行うようになり、それ自体が意図(企画)を持つようになり、たまため、従来の単独な意味での利用者に対する機会均等の原理が適用できなくなった。しかし、それにかわる、文化会館の存在原理は、確立されている。1) 文化会館は、その事業を行うにあたり、種々の制約から、単独で事業を行うことには無理が大きい。そこで、自治体との役割分担、他の文化会館との連携、民間の団体との協力関係が求められてきている。これは、反面、文化会館の立場をより、複雑で不明確なものにしてしまう危険をはらんでいる。

このように、自治体の文化事業にしても、文化会館の文化事業にしても、現在多くの問題点をかかえ、曲がり角に立ち、ているといえる。文化行政全体をながめた総合的な立場で、はきりした視点を打ち出すことかなによりも急務であるように思われる。この場合、公民館や、学校、あるいは美術館などといった他の文化施設、教育施設のあり方とも関連して文化事業を考えてゆくべきである。